

令和 6 年 9 月 4 日 (水曜日)

令和 6 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 2 日目)

令和6年度南三陸町議会9月会議会議録第2号

令和6年9月4日（水曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	菅原義明君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教育育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局書記長	千葉啓君
農業委員会事務局長	遠藤和美君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
主幹	佐藤美恵
主事	小野真里

議事日程 第2号

令和6年9月4日（水曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

9月会議2日目でございます。今日は一般質問から入りますので、活発な論議を御期待申し上げます。脱線をしないようにお願いします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番伊藤俊君、2番阿部司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番今野雄紀君。質問件名、1、心豊かな人と文化を育むまちづくりの現状と課題について。2、協働のまちづくりの推進、現状について。以上、2件について、今野雄紀君の登壇発言を許します。10番今野雄紀君。

[10番 今野雄紀君 登壇]

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

ただいまパラリンピックたけなわでして、私も車椅子ラグビーに連夜涙し、今朝も女子のゴールボール、残念ながらナショナルトレセンを持っているブラジルに運命のいたずらみたいな形で、いいチャンスはあったんですけども敗れてしまいました。そんなあれをはた目に、一般質問の準備をさせていただきました。

そういう中で、1件目、心豊かな人と文化を育むまちづくりの現状と課題について。質問の相手は町長、教育長。

3次総合計画の24ある施策の中に、文化の継承と創造とあり、さらに芸術文化活動の推進がある。目標として、町民自ら芸術文化活動や優れた芸術、伝統文化に触れる機会を充実させようとたっております。

そこで、それらの施策について、芸術文化活動の推進における現状と課題について、こちらは教育長に伺いたいと思います。

ふるさと納税を活用して、芸術文化活動を推進する考えはないかということで、こちらは町長に伺います。

あと、お金もうけといいますか、経済優先への予算措置も大切だと思われる中、お金にならない長期的な人づくり、文化、芸術のための今後の予算投入の必要性について、町長及び教育長に伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

今野雄紀議員の1件目の御質問、心豊かな人と文化を育むまちづくりの現状と課題について、私から御質問3点のうち、2点目及び3点目についてお答えをいたします。

初めに御質問の2点目、ふるさと納税を活用した芸術文化活動の推進についてであります、ふるさと納税としての御寄附をお寄せいただく際、その使い道についての使途指定を受けており、使い道の指定をお受けしております、議員がお話をされる分野につきましては、地域を守り、創造を育むまちづくりとして使途を設定をしております。

当該使途に対しましては、令和5年度までにおいて約4,700万円の寄附をお寄せいただきおりまして、高校魅力化事業や野球場整備事業の財源として活用させていただいているところであります。

今後におきましても、芸術文化といった分野を含め、その時々の行政需要を踏まえながら、寄附者の御意向に沿う形で有効に活用させていただきたいと考えております。

なお、いわゆる企業版ふるさと納税におきましても、地方公共団体が行う地方創生の取組に対してなされるものであります、本町においては、南三陸町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業に対し御支援をいただくこととなります。

この計画においては、柱として4つの事業を掲げております。議員がお話しされる分野については、豊かな自然の中でともに支えあい「いのち」をつなぐ事業が当たります。その具体としては、地域を学ぶ地域で学ぶ人材育成事業に包含されるものと整理をしておるところであります。

これまでこの分野に対する御賛同は9社から12件、計2,410万円を頂戴をいたしておりまして、直接の使途として指定のありました震災伝承館の整備及び高校魅力化事業に活用させていただいているところであります。

次に御質問の3点目、長期的な人づくりのための予算投入の必要性についてであります、南三陸町第3次総合計画において、持続可能なまちづくりをリーディングプロジェクトに設定をいたしております。これを実現するための重点的かつ横断的な取組の一つとして、人材育成、いわゆる人づくりを推進していくこととしております。

人づくりは地域コミュニティーの発展や協働によるまちづくりには欠かすことのできない重要な取組であり、未来への投資でもあると考えております。御承知のとおり、昨年度から南三陸みらい創生塾、「みなゼミ」を開講し、第1期生として24名の方が卒塾し、既に地域のリーダーなどとして活躍をされております。

今後におきましても、文化芸術分野に限らず、人づくりに係る各種施策を積極的に展開してまいります。

引き続き教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは私から、今野雄紀議員の御質問の1点目及び3点目についてお答えいたします。

初めに御質問の1点目、芸術文化活動の推進における現状と課題につきまして、教育委員会といたしましては、町内の芸術文化を振興するため、町民参加の総合的、自主的な文化創造の祭典であります町民文化祭の開催をはじめ、各世代に応じて、優れた舞台芸術、舞台芸術等を鑑賞する、触れる機会を提供するなどし、その充実に取り組んでいるところであります。

また、文化芸術基本法に定める基本理念、その第1項では、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならないと規定されていることからも、より多くの町民の興味、関心を引きつけるような取組が求められているところでございます。

次に、3点目の御質問、長期的な人づくり、文化芸術のための今後の予算投入の必要性についてお答えいたします。

文化芸術活動は、心豊かな活力ある社会の形成にとって大変重要な意義を持つものと認識しておりますことから、今後におきましても、見て・聞いて・感じるといった直接触れる機会を提供するなどし、豊かな情操を培う文化芸術との触れ合いと創造を推進していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 暑い方は脱衣を許可いたします。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ただいま教育長、町長から答弁いただきました。順を追って質問させて

いただきます。

そこで、ただいま教育長、心豊かな人をつくるために見て・聞いて・感じるという、そういう生というかリアルで感じることの芸術文化、そういう答弁ありました。

そこで伺いたいのは、昨日、おとといですか、教育関係の点検と評価というそういった表を頂きました、それに目を通させていただいたら、その評価委員の方が、やはり本物の芸術文化に触れる機会が少ないかなという、そういう評価をされていたようです。その点に関して教育長は十分なのか、もう少し力を入れるべきなのか、そういったところの所見がありましたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この評価のところで、評価委員から御指摘がありました、この文化芸術活動推進事業でございますが、このことにつきましては、子供たちがそうした文化芸術に触れ合う、直接触れ合う機会が少ないので、ぜひ今後も取り組んでいただきたいというようなお話をございましたので、この点につきましても、今後もしっかりと子供たちに生で触れる、感じる、聞く機会を今後も継続していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ただいま教育長は子供たちという、そういう観点での答弁ありましたけれども、昨今地域を巻き込むというか、そういったコミュニティースクール等の取組もしている中で、もう少しこう学校だけで完結するのじゃなくて、一般の教育の法令上可能なかどうか分かりませんけれども、もう少し町民の方たちも巻き込めるような形での芸術に触れる機会というか、そういったことは考えられないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 全ての町民が触れる芸術文化の機会というところでは、教育委員会といたしましては、地方音楽会ということで、仙台フィルの御協力の下、アンサンブルコンサートを開いたり、あるいは夢づくり大会、令和4年度からスタートいたしましたが、そういった中で講師をお招きいたしまして、様々な文化、スポーツに皆さんのが興味が持てるように取り組んでいきたいと思っております。

ちなみに令和4年度の段階では、スポーツ関係ということで、ソフトバンクの前の監督さんを、そして去年は落語家さんをお呼びいたしまして、今年度は音楽関係ということで、ミュージシャンをお招きする予定にしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） いろいろスポーツ、音楽関係、交際にというか取り入れているみたいですけれども、そこで伺いたいのは、やはり音楽関係という今教育長の答弁ありましたけれども、どうしてもお呼びするミュージシャンなり音楽家の方が、本物ではないということではないんですけれども、もう少しこう、何ていうんですか、グレードを上げると言ったら失礼なんですすけれども、この有名な、例えばミュージシャンといいましたら、実現可能なわけはないんですすけれども、それこそ例えば先日横浜スタジアムであった藤井風さんとか、例えばそういったやつに触れるというんではないんですけども、ただ、それと同等ではないんですけども、そういった思いも込めて、例えば横浜まで行くのに、例えば早く予約して新幹線及び宿代がセットになっている、そういったプランでも結構な金額がして、そのほかに入場料というかチケットもあると思われる所以、そういったいっぱいお金をかけなければ得られないような、それに近いような形での取組というか、そういったことは難しいのか。これはあと予算投入のほうでもお聞きするんですけども、簡単な形で有名な人を呼べと言うんじゃないすすけれども、ある程度こう、本物と呼ばれるような形の人を呼ぶべきだと思われるんですけども、そのところについて再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員がお話しをしているような直接的なそういうような方というと、相当というか金額になるとは思いますすけれども、この南三陸町においては悲しい出来事でございましたが、東日本大震災が起き、そして多くの方々から支援を頂戴いたしましたが、その中の一つに文化人というか芸術関係等々の方々が、本当に有名な方々、本当に直接見るなんて、会えないような方々もおいでになって、子供たち、町の方々にも元気を頂戴して今に至っているものだと思っておりますが、そういう方々を平時にお呼びするというのもまた大変なところでございます。

教育委員会といたしましては、町民を対象とする芸術の場合には、多くの方々がこの方々を知っていて、この方のお話を聞きたいとか、この方の歌を聴きたいとか、そういった方々を厳選いたしましてお呼びしておりますので、全員がということではありませんが、多くの方々からよかったですと評価を受けるような方をお呼びして、さらにそれぞれの方々が前向きに取り組んでいけるような、そういった芸術鑑賞等を行っていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういった形で取り組んでいただきたいと思いますすけれども、例えば先ほど申しました有名なミュージシャン等じゃなくても、音楽関係じゃなくて、例えば作家さ

んのような方を呼んでの講演というか、そういったことも大切じゃないかと思います。そういった方面に関してはどのような考え方、私個人的には、いろいろ例えば高橋源一郎さんとか、あと町内にも結構別の場面で見えている谷川俊太郎さん、来てましたっけ。とかいろんな方とのつながりもあるので、そういったネットワークのある方もおられるようなので、そういう方面でもこの芸術文化に当たるかどうか分からぬんですけれども、進めていく必要があると思うのですが、その点も伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員が提案されました作家さんというお話ですが、当然そういった作家さんもお呼びする対象になろうかと思っております。また、こういった文化芸術といった場合には、それ以外にも例えば茶道や華道といった伝統的なものであったり、あるいは音楽でも雅楽とか能楽とか、そういった部分もございます。また、最近というかあれですけれども、将棋でも大変有名でございますし、囲碁でも宮城県の方が頑張っておられます。そういう全ての芸術文化に対して、様々なジャンルを提供するということに努めてまいりたいと思っておりますので、今頂戴しました作家さんというのも次年度以降の検討のものになろうかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私が記憶にある作家さんというかあれでは、たしか何年前になるか分からないんですけども、上野千鶴子さんが学習センターに来たという、そういう記憶があります。

そこで、次に角度を変えて伺いたいんですけども、実はこの文化芸術活動において、現在中学校での部活動で、私全然分からなかったんですけども、中学校、歌津中、志津川中、いずれも文化部というのがもう何十年も前からないという、そういうことを聞きまして、それはいつ頃からなかったのか、まず、もしお分かりでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 大変申し訳ございません。いつ頃からというところについては、ちょっと私も承知はしておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 担当というか、ちょろっと聞いたら、もう20年以上前ぐらいからないんじゃないかなという、そういうことを聞きました。

そこで伺いたいのは、運動部、そうすると中学生全員が半強制的に運動部に入るというそ

いう流れになっていると思うんですけども、そこで教育長、全て運動部に入っているというそういうことに対してどのように感じているのか。今後、文化部等の復活というんですか、復旧も必要なのか。よその自治体においては、近隣スポーツの部だけのところもあるということもお聞きしましたので、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 中学校における部活動については、どんな部を設置しなければならないというような決まりはございません。それぞれの学校の生徒の数であったり、あるいはその地域の状況等を鑑みて、校長が判断をして部を決めるところでございます。ですので、志津川中にも歌津中学校にしても、児童生徒の人数と子供たちの興味関心、さらには保護者、教職員の実態を考えると、どうしても文化部というのは吹奏楽の1つというふうに限られてしまっているということでございます。

ただ、この文化部につきましては、本当に合唱部であったり美術部であったり、ほかにも様々あると思いますが、そういった中でそれを選んでいるわけで、スポーツにつきましても、様々部活動を取っておりますが、ほかにも中学校で取り組んでいない部活動などもございます。空手であったり弓道であったり、そういうような部活動等もあるかと思いますし、また、男女のうちどちらかでしか部活動が行われていないなどがあります。

子供たちには多くの種類の文化部、体育系の部、経験してほしいところですが、そのところについては最初にお話しをした事情がございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 表をもらったんですけども、結構団体競技の部も多いみたいでして、現在の生徒数というか、少なくなっていく上で、あと部活動を取り巻く環境も同僚議員の一般質問にもあったように、地域への移行化、そういったことも考えられている中で、やはり見直す時期に、私としては文化部も創設というか、復活というかさせる必要もあるんじゃないかと思います。

そういうのも、なぜかといいますと、中高一貫で我が町というか、教育を進めているわけなんですけれども、高校においてはいろんな部あるんですけども、運動部が93人で文化部が56人在籍というか、現在そのようにしているということをお聞きしました。そういう流れの中からすると、中高一貫ですので、文化部の例えは高校では自然科学、結構ニュース、話題にもなる自然科学部ですけれども、そのほか音楽、軽音楽部、あと総合文化部、あと商業部

というのがあるようです。

そういうことからも、見直す際の文化部の創設というか、必要だと思われますけれども、校長の考えということなんですけれども、教育委員会としてはどのような形で思われているのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教育委員会といたしましては、休日の中学校の部活動の地域移行というところの話合いの中で進めているところでございますが、この点については、少なくとも現在取り組んでいる内容と、これをさらにブラッシュアップした形の御提案をさせていただく方向になるのではないのかなと思っておりますので、まだ十分形にはなっていないところでもございますので、ここで具体的に何をどうするということについては控えさせていただきますが、教育委員会としての考えを、様々な今度創設する準備委員会とか、あるいは検討委員会とか、様々部活動についての取組の話合いの中で御提案をし、さらに保護者であったり、地域の方々にパブリックするような形で進めていきたいと思いますので、現時点で具体的なお話というのはちょっと難しいかなと思っております。

ただ、検討する材料ということにつきましては、先ほどあった部活動の全員参加する形なのか、任意性なのかとか、部活動の競技の種類、文化部の形であったり、あるいは部活動の回数であったり、時間であったり、指導者であったり、様々な課題を検討していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それでは、1つ目のあれで、次に移りたいと思うんですけれども、やはりしつこいようですけれども、芸術文化を育む、子供というか中学のときからそういったことに親しむことも、学校教育の中で親しむことも大切だと思われますので、そのことをお伝えというか指摘させていただきたいと思います。

次に、2つ目なんですけれども、ふるさと納税を活用して芸術文化活動を推進する考えはないかという、そういう質問に対しての答弁だったんですが、具体に芸術文化を云々というそういう項目はなかったんですけども、町長の答弁では、地域を育む使途ということで4,700万円使ったということなんですけれども、そこで、その内容的には高校の魅力化と、あと野球場の整備ですか、そういったやつに使われたということですが、今後この使い道としては、カテゴリーに入っている芸術文化への関連への使う考え方というか、あるのかないのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど答弁いたしましたように、いわゆるふるさと納税には使途を明確にさせていただいておりまして、それに沿った形の中で運用させていただいているところでございますが、基本的に地域を守り創造を育むまちづくりということで、先ほどお話ししたように、高校の魅力化と野球場のということで使わさせていただいておりましたが、予算というより予算ありきという考え方をやめたほうがいいなというふうに思っています。要はどういったものを子供たちに提供するのかということが、ある意味いろんな会議の中で出てきたときに、ぜひこういうのを子供たちに体験させてあげたいなという話が出てきたときに、そのときにじゃあ予算はここを使おうということだと思いますので、具体に金額いくら使うからどうこうするということと、また考え方はちょっと別にしたほうがいいのかなというふうに私は思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今答弁になったかどうか分からないんですけれども、具体に使途の項目の中に、芸術文化方面への使途という、そういうことを付け加えることは考えられるのか、今のその地域を育むの中に含めても十分なのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） ふるさと納税、個人版の運用につきましては、ふるさとまちづくり基金に関する事務取扱要綱といったものを定めまして、一般の方々、もちろん寄附者も含める形で公表させていただいてございます。

その中で使途につきましては、使途限定の部分は6件、6本ですね。あとは特に指定なしの場合もございますけれども、その中で議員が御指摘されてございます地域を守り創造を育むまちづくり、そういうものの具体的な例といたしましては、様式上ではございますけれども、議員御指摘の教育、スポーツ、文化振興などということで、結果そのカテゴリーでお預かりした寄附金を、町長からお話をございましたとおり、予算編成の中でどういった形で財源充当させていくかということの違いになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 簡単に伺いたいんですけども、芸術文化活動の推進とか、そういう項目で付け加えることを考えているのか、できないのか、その辺をはっきり伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 重複する答弁になろうかと思いますけれども、現在の仕組みの中で既に含まれておりますので、よりそれを逆に細分化しますと、金額の集まり等にも影響すると考えておりますので、柔軟な充当あるいは財源として活用させていただくには、現在の枠組み程度で抑えていくのが本来だと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういった町の考えなんですけれども、やはり人づくりというか、そういった面を考えると、この芸術文化、そういった方面もあえて特定して、寄附した方もその使途が分かりやすいというんですか。先ほど課長、細分化するのは云々という答弁ありましたが、そういったところにすると分かりやすいと思うんですけども、再度、何ていうんですか、寄附した方への使途の報告というか、明確な形で報告できるんじやないかと思いますので、その点再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 文化スポーツということのくくりというのは、広く考えれば創造なんですよね。創造をいかに育むか、その中に文化もありスポーツもありということですので、これまで寄附をしていただいた皆さん方から、そういったこのくくりを文化スポーツに分けいただきたいというそういった御要望もございませんので、ここの中で我々として、文化スポーツのほうにも財源として振り分けたりしているわけでございますから、当面分ける必要性というものは特段感じていないということあります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 特段感じていないというんでしたら分かりました。

そこで、今回のこのふるさと納税の芸術文化というのは、私も先月の末なんですけれども、町長が御存じかどうか分からぬんですが、村上隆さんという作家というか芸術家の方がおりまして、分かるかどうか分からぬですけれども、結構有名な方なんですけれども、その方のあれで7億円集まったという、そういった記事がありました。

そこで、ふるさと納税も文化事業に救えるかという見出しで記事が載っていたわけなんですけれども、そういった思いも兼ねて、今回先ほど来聞いている文化事業に使えるかどうかというそういうあれなんですが、そこで、この村上さんのケースは一般的やつもあったんですけども、企業版のやつも半分以上を活用していくまして、企業版のほうの使途でもこういった文化事業の分は活用できないのかというか、そういった項目の追加とかできないのかという、そういう思いもあったものですから、再度というか、ただ、ふるさと納税の企業版は、

何かこの前の新聞の記事ですと、経済同友会さんのはうから、ふるさと納税の企業版は今年度で終了という、そういう事業みたいですので、何か予定としては5年延びそうだというそういう思いもあったんですが、そのところの認識と、あと企業版についてのこの文化事業への投入というか、できるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに期限で立法した企業版ふるさと納税でございますので、期限が一定切れるということの情報はもちろん今お話しのとおりでございますが、今何とか令和7年度の予算の中に組み込めないかということでの今予定ということでございまして、まだ決定ではないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員お話ございました企業版ふるさと納税のいわゆる使途といったことでございますけれども、大きくは先ほど町長からお話ございましたとおり、4つの柱を御用意させていただいてございます。

議員先ほどからお話し賜っておるいわゆる相手方の御意向といった部分につきましては、どちらかといいますとこの個人のふるさと納税よりも、いわゆる企業版ふるさと納税のほうが、より丁寧に相手方とのやり取りの中で見いだしていくといったことでございますので、現段階の考え方としては、高校魅力化といったものが非常に使途として希望される事業になってございますので、そちらのほうに充当をさせていただいているといった内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 企業版ふるさと納税も先ほど町長答弁あったように、今年度末あたりに閣議というか決まるというそういう予定ですので、私個人としても継続されることを願いたいと思います。

あと企業版の使途なんですけれども、先ほど高校魅力化というそういう課長の答弁あったんですが、やはり企業ですので、寄附する限りは、企業なりのメセナ活動の一環だと思われますので、その点芸術関係もそれに値するんじゃないかと思い、分かりやすく、より何でいうんですか、企業の活動としてはしやすいんじゃないかというそういう思いがあるので、そのところを再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まさに議員お話しされるとおり、寄附される企業側とすれば、例えば株主の方々への説明責任といったものもございますので、やはりぼんやりとした枠組みと

いうよりは企業の皆様も南三陸町が今取り組んでいる事業、あるいは今後取り組むであろう事業というものを一つ一つ確認をなされまして、その結果として今御賛同いただいておりますのが高校魅力化事業であるといった結果でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） その賛同している高校魅力化も大切なんですけれども、やはり当町で不足しているというか、芸術文化関係のそういった取組も大切だと思われる所以、その足がかりとなるような現在取組というものはなされているのかないのか、例えば隣の登米市さん辺りだと美術館があつたりとか、個人のあれなんですけれども、そういうこともあるんですけれども、当町においては、あまりこう見当たるものがないような気がするんですけれども、そのところを今後つくっていくとか検討、ただ文化芸術といったって、何もないところにあればと思うので、最大限考えられるのは、伝承館にあるボルタンスキーさんの作品とかあるんですけども、それに付随するというわけではないんですけども、それに関連づけていろんなものを提示というのも変な言い方なんですけれども、していく必要もあると思われます、何分町の考え方のものとして、以前ボルタンスキーさんの作品を導入するということに対しても、我々同僚議員、私は同僚議員等もやや辛口の議論をなされた経緯もありますので、そのところ、当町における取組について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 教育行政のほうのお話なのかなという感もございますけれども、企業版ふるさと納税、あるいはその前にお話ございましたふるさと納税の使途といったことの振り分けといったことも、先ほど町長お話しなされましたとおり、財源ベースで整理というか、初めに着眼すべき点ではないと我々も考えてございまして、まずはその必要な、先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、その時々の先も含めながら、行政需要といったものを踏まえた、見据えさせていただいて事業というのは展開されると思いますので、結果として打っていく事業に対して、財源としてふるさと納税等を充てると、そういう整備になっていくんだと思います。

また、何かその箱物のようなお話でしたけれども、まさに本町で申せば、いわゆる生涯学習センターというものは一つの図書館機能ですか、公民館機能といったものもまさに併設されていることでございますので、そういう既存の施設を活用しながら、その時々に必要に応じた教育施策というんでしようか、そういうものが展開されていくべきだろうと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かりました。

そこで、今課長が学習センターの活用という、そういう答弁ありましたけれども、先ほど町長答弁あった創造する力が大切というそういう答弁あったんですけども、そういう創造する力を養うために、やはり公民館というか、そういったところを使う、これから展開していくような、そういった考えが町長あるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 公民館ならず生涯学習センター等も含めてもちろんそうですが、今まで多くの方々に御使用いただいているので、今後とも利用をしっかり町民の皆さんにやつていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） はい、分かりました。

そこで3番目、予算の投入について伺いたいんですけども、先ほど町長答弁あったように、持続可能なまちづくりということで、リーディングプロジェクトにも挙げられている人づくり、「みなゼミ」に関して答弁ありました。こういった人づくりというのは、地域のリーダーを育てるという、それはやはり人づくりとしては、カンフル的というんですか、応急的な人づくりにも捉えられると思います。やはり心豊かな人づくりということに関しては、もっと長期的な形での取組も大切だと思われますが、そのところを町長どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは今野議員の見解ですが、基本的に「みなゼミ」の皆さん方にとつては、1期生で1年で終わる方もいらっしゃいますし、今継続で2期目に入っている方もいらっしゃいますので、とりわけ短期ということではなくて、長期で取り組んでいる方々もいらっしゃいますので、これは別に公募しておりますから、どなたでもお入りいただけるということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そこで次に伺いたいのは、文化芸術の事業についてなんですか、比較的生涯学習関係で先ほど答弁あったように、このハードの面にお金が結構使われていると思う、それは大切なことなんですか、例えば今もやっているベイサイドの改修とか、あと以前行われた平成の森球場の改修とか、そういった面で大幅にウェートを占めて使われ

ているわけですけれども、やはりソフト面でも今後使っていく必要があると私は思うんですけれども、町長はどのように進めていかれるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どうしてもすぐソフト、ハードという言い方しますが、結果的に箱物というのは、一定程度年数たてば、必然ですが老朽化してくるんですよ。そうした場合には、当然そこに手を入れなければ、その施設そのものが継続的に使うことができないので、何十年に1回かはどうしてもそういうふうな時期が必ずやってくるものですから、それと比較して、こっちには金使っている、ソフトに使わないというそういう見方というのは私は違うと思います。基本的には。やはりそういった施設を修繕するということはもう必然ですので、これはやるべき時期にはやらざるを得ないということです。

そして、ソフトの部門、いわゆるそういった部分についても必要ということであれば、当然町としても財源措置はしていくということあります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ハードの部分は経年関係で必要だということは分かりましたけれども、ただ、そういった財源の使われ方ですと、一般の町民からすると、やはりどうしても交流人口拡大のためのような形の改修とかにも取られると思うので、そのところはどのような形で思われているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町民の皆さんのために改修をしているんです。誰のためにしているわけじゃなくて、あのベイサイドアリーナもう30年近くたつんですよ。したがって、今使用に耐えないということですので、町民の皆さんのために修繕をしているんです。誰のためでもないんです。あそこで一番利用するのは町民の皆さんですから、町民の皆さんの利便性が欠けるということになれば、行政としては当然そこに手を入れるというのは当たり前の話でございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。

そこで、町民の皆さんという、そういう町長答弁あったんですけども、やはり使われ方としては、昨今バスケット、楽天、そういったイベントも重要な位置を占めていると思うんですけども、そこでそういったイベント以外での活用というか、そういったことが私は大切と、そういった部分も、先ほど町長言った町民のためということでの活用大切だと思われる

んですが、そういう使い方に関しては、町としてはどのようなことをしているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今私ここで資料を持っていませんが、ぜひ体育館、ベイサイドアリーナのほうに行って、あそこの黒板に町民の皆さんが毎日どのように使っているかというのは全てあそこで書いてありますので、そちらのほうに行って御覧をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 最初の答弁の中にもお話しをいたしましたが、文化芸術というのは、一人一人に興味関心を持って取り組むというのが一番の大切なことでございます。ですので、議員が御指摘がございましたバスケットとか、楽天さんとか、そういうしたものについてはプロのスポーツにつきましては、それは町民に対しての、それに関心を持つきっかけづくりということになりますので、そういう取組を開催することで興味が湧き、自分としてバスケット、野球を、サッカーをというふうに、自分の趣味として、あるいは自分の生きがいとして取り組んでいく子供たちや大人の方々が増えることが、町にとっての文化芸術の発展に寄与されるものだと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） るる答弁いただきましたけれども、長い目で見ることの人づくりの大切さ、そのところを拙かったんですけども、質問させていただいたという思いの中で、1件目の質問を終わらさせていただきます。

続いて2件目の質問なんですけれども、これも元をただせば草刈りに関する質問のような思いでさせていただくんですが、協働のまちづくりの推進、現状についてということで、これは町長に伺いたいと思います。

そこで、コミュニティー醸成につながる協働のまちづくりの現状、課題について。あともう一つは、町民で構成される団体、グループ等への業務委託制度の導入による協働のまちづくり、あとは観光に力を入れている我が町において、特に景観等の環境美化への取組、全国各地でいろいろ草刈りに関しては取り組んでいるようです。そういう中で、草刈りサポート制度などの検討、現在も行われているのかどうか、その点も併せて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、御質問の2点目になりますが、協働のまちづくりの推進、現状ということですのでお答えをさせていただきますが、まず1点目であります。協働のまち

づくりの現状と課題についてであります、豊かな社会、暮らしやすい町の形成には、ライフスタイルの多様化、変化が進む中において、各地域の身近な課題にきめ細やかに対応していくことが重要だと考えております。

これまで町民自らが考え、できること、やりたいことを主体となって行う事業及び活動に対して、おらほのまちづくり事業、まちづくり支援事業補助金を交付するなどして、協働のまちづくりを推進してきたところであります。

町民と行政のそれぞれの果たすべき責務と役割を相互に自覚をしながら、補完、協力し合う関係において、適切な役割分担によって、権限と責任を分かれ合い、まちづくりの活動を進めていく必要があると思っております。

本町においては、基礎的なコミュニティ一活動を行う行政区や地縁団体、地域社会活動に寄与する公益活動を行うボランティア団体等の皆様に、多岐にわたり町勢の発展に御協力をいただきてきているところであります。

一方で、人口減少の中で、将来的に地域活動の担い手不足など、地域活動継続への懸念があることから、住民自治の継続が可能となるように、地域での支え合いの仕組みづくりや地域課題を地域と行政が協働で解決する、こうした仕組みを検討していきたいと考えております。

次に質問の2点目になりますが、環境美化への取組、草刈りサポーター制度等の検討についてであります、町民皆様による環境美化への取組につきましては、毎年各行政区において自主的に地域内の除草作業などを行っていただいているほか、町内のまちづくり団体や河川愛護団体等の皆様にも、町内各所において除草、清掃活動を実施していただいております。

また、令和5年度からは志津川湾ビーチクリーン活動としてサンオーレそではま海水浴場周辺で清掃作業を実施し、これまで110名の方々に御参加をいただきました。

一方で、各地区の移転元地や防災集団移転促進団地の空き区画を含む町有地の除草につきましては、対象地が多くあるため、今年度から会計年度任用職員2名を採用し、当該土地の除草作業を実施しているものの、その全てについての対応には困難も実は多いところがござります。

町有地や町道等の除草作業につきましては、例えば行政区や地域の皆様にも一部御協力をいただくといったことを視野に入れ、町側の対応方針を整理しながら、地域の実情に精通している行政区長の皆様に相談などをしながら、対応策を見いだしてまいりたいと考えております。その中で、他の自治体において導入、運用している草刈りサポーター制度の考え方や手法についても参考にしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） まず、町長答弁いただいたんですけれども、そこで最初1点、協働のまちづくりについてなんですかと、具体的な取組というものは、おらほのまちづくりでしているということなんですかと、そのところを分かりやすくもしお答えできるんでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員がお話しされたその協働といった部分でございますけれども、協働とは何かと申せば、いろいろ物の本によって違う場合ありますけれども、それぞれ立場が異なる方、あるいは団体が一つの目的、目標に向かって、それぞれの役割分担の上で向かっていくといったことが協働であろうと思ってございます。

町長答弁のほうにございました、いわゆるといいますか、おらほのまちづくり補助金につきましては、まさに行政需要あるいは行政課題等を住民の皆さんがあれについて着眼をなされて、それに対して行政主導ではなくて、皆様住民の方々の主導で実施展開をいたしたいということに対する町側の助成といったことでございます。

いわゆる補助金等といった金銭の支出の流れといったものはないまでも、まず議員がお話しされている、先ほどお話しされました草刈り等といった点も、今後それに町費の支出が伴う伴わない別として、地域の課題といったものを行政と地域の皆様が一緒になって考えて対応していくといったことを狙いとするものでございますので、協働といったものに含まれるんだろう。ですので、おらほのまちづくり補助金の助成支給といったものに限定されるものではないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そこで伺いたいんですけれども、今月号の広報に祈念公園の草刈りのやつが記事として載っていましたけれども、そういったことは協働に入るのか、どういった状況なのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今月号の広報紙に、草刈りといった表題に特化するような形で御紹介をさせていただいた内容でございますけれども、既に今年度の始まりのほうで構成団体といいますか、そういうことも住民の皆様にお示しをさせていただいてございます。まさに協働の一つであろうと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） その団体なんですかでも、協働だからということで広報に載ったんですが、その団体自体はボランティア団体なのか、まちづくり団体なのか、広報に載った限りでは町民の方は分からぬと思うんですね。確かに5月号で詳しく載っていましたけれども、それはプロジェクトという名前について、事務局というそういう表示あるんですが、そのプロジェクト自体どういった位置づけというか、そのところをもしお答えできれば、その団体の、団体というかプロジェクトの一活動として草刈りがあるということなんですが、そのところ、どのようなあれなのかを町民の方にも分かりやすいような形で説明いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どうも聞いて意味分からぬんですが、そこを突き詰めて何するんですかという、それを聞いてどうするんですかという思いで今聞いているんです。別にボランティアであそこの草刈りをしましようということで、それに協力してくれる方々皆さんこの日にいかがですかという、シンプルにそれだけだと思いますよ。何も今、これがどうなんだという話の内容では、私聞いててないんじゃないかなとつくづく思うんです。何かどういう意味があるんですか。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほど私こまいことから聞いたんですけれども、そこで再度、祈念公園の草刈りをしていただく、そのプロジェクトについて伺いたいと思います。

そこの団体を先ほどの答弁でも分かったんですけれども、ボランティアということで、私は当初、何かのこの有償というか、お茶代ぐらい出すぐらいの感じの取組じゃないのかなというそういう単純な思いがありましたので、先ほどのように聞いたんですけれども、ボランティアということで分かったんですが、そこで再度町長に伺いたいのは、もともと町民じやなくて職員の方が刈るというそういうところに、そういったボランティアを受け入れたという、そのところを再度町長に伺いたいと思います。例えば町民の人たちが間に合わなくて、そ

れでボランティアを受け入れたのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何か意味よく分からんのですが、あそこの祈念公園については、役場職員のみんなが仕事が終わった後に日が暮れるまでまずやるということが年に何回かやってもらって、それから併せて祈念公園を自分たちの公園なんだから立派にしましょうと、環境整備をしましょうということで集まっている方々が年に何回かやっていただく。人が足りる足りないの問題ではなくて、ボランティアというのは自分の気持ちでそこで行ってやりたいという方が集まるだけあって、それが多い少ないということの議論はするべきじゃないんじゃないのかというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そのボランティアに関してなんですけれども、そのプロジェクト自体がまちづくり協議会に関連しているみたいなんですが、そのボランティアに関してなんですけれども、その祈念公園周辺に特化したということで分かったんですが、今後ボランティアに関する事ではなくて、有償での全地区的業務委託制度のような形で草刈り等の作業をするような取組というか、現在あるのか、それともないのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 先ほど来の震災復興祈念公園といったことではなくて、町内のといったことでのお話だと思いますけれども、先ほど町長から答弁が冒頭なされてございますとおり、議員御指摘の草刈りサポーター制度といったものも既に他市町村では導入されているといったことも拝見いたしておりますので、有償無償といったことも含めまして、行政区長さんはじめ、地域の方々のお考え等も聞きながら、今現在検討を進めさせていただいているといった状況にございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それではお聞きしたいのは、例えばこういった業務委託制度を導入する際に、現在シルバー人材センターに町でも結構業務を委託というか発注しているという、そういうことも聞きましたので、そのところを現在どのような公共の場というか、草刈りをお願いしているのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 企画のほうからお答えをさせていただきますれば、先ほど町長のお話の答弁にございましたとおり、いわゆる移転元地、被災地等の町有地につきましては、今

年度より当課で会計年度任用職員の方お2人に従事をいただいてございますし、その他町道関連であれば、建設課が会計年度任用職員並びに委託事業、委託業務として発注している部分もあろうかと思います。また、それぞれの各公共施設におきましても、お話のございました団体等に対し、個別に委託といったことがなされると考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 具体の場所とか答弁いただけるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、当課で所管する部分でシルバー人材センターにお願いしている部分といたしましては、祈念公園以外の都市公園等の除草を役務というか、要するに人手の提供というような形でお願いしている部分はございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 商工観光課所管の分としては、サンオーレそではま一帯、それから道の駅の一帯、清掃も含みますけれども、それから神割崎の一部をシルバー人材センターのほうにお願いしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういう形で、たしか建設課の分は、うみべの広場及び荒島の辺りとかも確認した記憶があるんですけども、それはそれとして、ただ、私今回この業務委託制度を導入をしてはというそういう質問なんですが、そういうシルバーさんたちの業務を妨害といったら言葉がこう、仕事を奪わないような形のすみ分けできるような業務委託制度を検討なり、実現していく必要があるんじゃないかという思いがしまして、こういった質問したわけなんですけれども、再度そういった形での業務委託制度は検討できるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員お話しされますとおり、例えばシルバー人材センターさんという団体さんですか、あとは民間企業さん、建設関連の企業さん等も草刈りといわれる部分については御協力をいただいてございます。

議員がお話しされる草刈りサポーター制度といったそのままの名称を使わせていただければ、それを有償のものとして取り入れた場合に、既存の事業に影響がないかといったことですけれども、その点は今現在検討させていただいてございまして、基本的にはサポーター制度なるもので最初の走り出しとしますれば、各行政区、地区で管理いただいている、あるいはい

ただきたいと考えております部分について、行政区の皆様あるいは自治組織の皆様とお話を進めさせていただくということでございますので、いわゆる公共施設、そういういったものを前面に出して今検討しているといったことではございません。ですので、当初の段階で直接に何かしらその経営等に大きく影響を及ぼすといったことはないんだろうと、そういういた整理とさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういう形でシルバーさんの関係でもう1点伺いたいのは、確か復興住宅の中で、一部草刈りの管理をシルバーさんに委託しているというそういうところも見受けられました。その間、1回、2回程度は地域の人でやるというそういうことも聞きました。そこで伺いたいのは、復興住宅の周辺の草刈りというのは、現在どのような、管理は住宅に入っている人たちがするのか、それともり面とかそういうやつは、どこか別の部署で管理しているのか、その管理の主体というか、元はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、基本的には入居されている方々で活動していただると。中には今議員おっしゃいましたように、中には自治会のほうでシルバーさんをお願いして刈っているところもあるということは承知してございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、町ではそういう周辺の部分は住んでいる人たちに管理してもらうというそういう形でよろしいのかどうか。今後住民、住んでいる方たちも高齢等になっていき、管理も大変になってくるとは思います。そこでやはり地域の住宅の方たちに、ある程度業務委託ではないですけれども、そういう形で費用を見てもらって、そして管理していく必要もあると思われるんですが、その点はこのまんま住民の方たちの管理で十分景観等、美しい形で管理できるのかどうか、その点見通し伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 復興住宅につきましては、現在のところ先ほど答弁をさせていただきましたとおりでございます。

あと現在はそうですが、今後の状況を見て必要に応じて検討せざるを得ない状況になる場合もあるのかなというふうには考えてございますが、基本的にはやはり復興住宅にお住みの方も、一般の持家等にお住みの方も同様に住宅の周辺等は御自分で草刈りをするというのが普

通といいますか、通常かと思いますので、現在のところはそういったような形で進めております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 自分たちですることで分かったんすけれども、復興住宅辺りの中庭みたいなところも自分たちで管理するのか、その点も確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう個別のここをどうするのここをどうするのということではなくて、今、今野議員の一般質問については、そういった業務委託、あるいはそれぞれの役割分担でどうするんだという大所高所からの御質問だと思って我々は受けております。したがって、災害公営住宅の周りがどうとか真ん中の公園どうなんだ、その辺の空き地どうなんだということの質問じゃないと私思っているんです。

先ほども答弁しましたように、各行政区長さんのほうからも、こういった草刈り等の問題について、町としてどうやって役割分担するんだという、そういう本当に問い合わせもいただいております。したがって、先ほどもお話ししましたように、行政区の中でやれる範囲、やれる地域、やれる範囲、そういったものと、それから手のつけられない場所については、行政としてどこを請け負うのか。それから、あるいは先ほどシルバーのお話ありましたように、そういう団体にどこを委嘱するのか、あるいは民間の業者にどの部分を委託するのか、そういう役割分担をそれぞれの担当手の皆さん方でどのようにやりましょうかということ、そういうことで今議論を区長さんたちと今やっているということですから、そういった中で、それぞれの分野の小さいことをここどうすることどうするという議論では私はないんだと私は思っておりますので、その辺もう少し大所高所の御意見をいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それでは、これから高所というわけではないんですけども、そこで今町長答弁あった行政区長さん等々、検討というかしているという、そういう答弁ありました。

そこで伺いたいのは、1番の戻る形になるかもしれないんですけども、コミュニティーの醸成という形で、そういった草刈りの問題ではないんでしょうけれども、そういった作業も一つの足がかりというんですか、取っかかりになると思うんですが、そこで伺いたいのは、行政区との話し合いなり、検討される中で、私はこのコミュニティー醸成に対して、公民館の

役割というのが、もしかすると各行政区するにしても重要になるのかと思われるんですが、現在公民館と行政区との関わりというか、そういった場面、そういった部分はコミュニティ一醸成に十分寄与しているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町長に通告している。教育長には通告されていない。町長だけです。

2問目は町長だけです。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ行政区との話合いのあれは、これはこまいようになるんですけれども、どういった形で話合いを持たれているのか、町と直接なのか、先ほど言ったような公民館絡んでいるのかどうか、そういった答弁、町長からいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 公民館といったお話ですけれども、私なんかも住んでいる地域においても、その各地区において、いわゆる公民館活動、公民館事業を当該地域で担うという方は、いわゆる役員的に選出等もされており、それぞれそういった方々が大本の公民館ですとか町の組織とつながっていくといったことはあろうかと思います。

草刈りといった部分について申せば、行政区長連絡協議会のほうと企画課のほうで今お話をさせていただいているといった段階でございまして、今後におきましては、まずは各地域、各行政区の区長さんを窓口として、我々のほうでお邪魔をさせていただくなりして、いろいろと御意見を交換させていただきたいと現在予定しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今課長より答弁あったんですけども、今のところ区長単位でやり取りしているということなんですが、こういった草刈り等は1回すれば済むという問題じゃなくて、年何回、あと毎年毎年あることですので、やはりそのところはどこか別の、先ほど言ったようなあれで、そして作業を行っていくというのが理想的だと思われるんですが、そういったところと、そういった場合に、やはり公民館が核となってある程度こうグループを組んでいただいて、そういったスタイルの中で、やはり町長、以前からの質問でも油代、ガソリン代とか、替え刃の分は出せないというそういう答弁をいただいたんですけども、そういった部分の業務委託ではないんですけども、報償、何ていうんですか、何金になるのか分からないんですが、そういった部分を今後見ていく必要もあって、そうすることによってよりよい地区の管理ができるんじゃないかなと思いますので、その点を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 我々のほうで現在、今後におきまして、各地域と協議をさせていた

だくといったお話は、何も行政区長さんの単独の役割といった考え方ではなくて、先ほど窓口といった言葉を使わせていただいたんですが、まずは行政区長さんのほうに第1段階として御相談をさせていただく窓口の役割を担っていただきまして、議員お話しされますとおり、例えば公民館事業を担当されている方ですとか、あるいは地域によっては行政区の枠組み等々、似通った形の契約会さんとか、そういった自治組織のあるものがそれぞれあるかと思います。ですので、草刈りサポートといった分野を各地域によってどういった方々が担っていただかかというのはそれぞれだと思いますので、そういった点も含めて柔軟な形で御相談をさせていただきたいと思ってございます。

また、報償といいますか、その費用負担といった考え方でございますけれども、議員お話しされているその草刈りサポート制度というのも我々も他市町、県外となりますけれども、いろいろと情報収集をさせていただいてございます。面積に応じて謝金的に、それほど大きい金額ではございませんけれども、支出されているといった自治体もございますし、一方で、例えばごみ袋の提供、あるいはその回収ですとか、そういった現物給付のような形で対応しているといった自治体もございますので、そういった点も含めて、各行政区、あるいは各自治組織のほうでどういった御要望があるかというのを今後丁寧に整理をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） よその自治体等も取り組んでいるんですけども、いろんな形で、そこで補助制度というか、そのグループ直じゃなくて、公民館活動というんですか、そういった部分で見るということももしかすると可能じゃないかと思われるんですが、その部分は草刈りしたこのグループに直接報償金なり、その部分見るんじゃなくて、公民館活動の一環としてやるという、そういうこともできると思われるんですが、その点簡単に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 公民館活動といったものの捉え方がなかなか難しいのかなと思いますけれども、先ほどお話しいたしましたとおり、公民館事業を担っていただいている方々も地域の中にはいらっしゃると思いますので、そういった方々の御意見等も踏まえながらとなるかと思います。

教育委員会のほうではございませんけれども、公民館事業としてやるというのは、逆に入り口を狭める形になろうかと思いますので、それぞれ活動いただく主体等については、柔軟な

形で各地区の皆様とお話し合いを進めさせていただきたいと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、次に草刈りサポーター制度について答弁いただいたんですけれども、そこで伺いたいのは、私が再三言っているこの草刈りは、やはり景観を損ねているという、そういう思いからして、なるべくこうきれいな町というか、そういったことを目指す必要があるんじゃないかというそういう思いがしています。

そこで、町としてはどのような形で見苦しいかそうでないかジャッジというか、判断しているのか、それが誰が判断しているのか、町長なのか、それとも担当なのか、そういったところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 景観といった点も確かに重要な要素でございますけれども、一方で町長の答弁にもございましたとおり、やはりその全てについて美化といった形でクリアするというのは困難な現状もございます。そうしましたことから、それなりに町道関連であれば建設課等といったことで役割分担をいたしてございますけれども、基本的な考え方、スタートとすれば、何よりも安全安心の確保、あるいは防犯上含めて、そういった観点から対応が必要であろうといったことで優先順位をつけさせていただいて対応してございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういった形でジャッジの答弁になったかどうか分からないんですけども、そこで伺いたいのは、町長にも答弁あったような移転元地とか、

今後そういったところを管理してもらう上で、よその自治体でもあるようなサポーター制度じゃなくて、草刈り条例の今後必要性も出てくると思われるんですが、今後そういった条例等の検討の必要性というか、出でていないのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野議員、先ほど不適切な発言があったようにちょっと思われましたので、後で確認をして取消しなりなんなり、指示をいたします。

企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 条例の制定といったことでございますけれども、条例というのは通常何かしらを義務づけたり罰則等を設けるといった権利の制限等が主体となりますので、特段現段階では草刈りに特化した条例の制定といったものは考えてございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今後多分必要になってくると思われますので、そういったところを十分検討していっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

次に、通告5番菅原辰雄君。質問件名1、猛暑による一次産業や住民生活への影響と対応について。2、町職員育成の現状と課題について。以上2件について、菅原辰雄君の登壇発言を許します。菅原辰雄君。登壇で。

[12番 菅原辰雄君 登壇]

○12番（菅原辰雄君） 12番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

猛暑による一次産業や住民生活への影響と対応について、町長と教育長に伺います。

南三陸町でも昨年、本年と特に暑い夏となりました。既に国では、地球温暖化対策として様々な取組を行ってきておりましたが、今述べたように、特にここ二、三年気温が上昇し続け、特に夏場の気温上昇が著しく、町内でも基幹産業である一次産業や住民生活の影響が懸念されるが、町では現状をどう捉え、どう対応していくのか、次の点を伺います。

1、農産物、水産物などへの影響と対応について。

2、住民生活への影響と対応について。

3、教育現場への影響と対応についてをお伺いするものであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員の1件目の御質問、猛暑による一次産業や住民生活への影響と対応について、3点のうち1点目、2点目、お答えをいたします。

初めに御質問の1点目になりますが、農産物、水産物などへの影響と対応策についてありますが、農林水産業は特に気候変動の影響を受けやすいということありますので、農産物については、夏季の高温と水不足により、収量の減少と品質の低下を懸念しているところであります。

水産物については、海水温の上昇によりまして、影響がとりわけ顕著に表れております。昨年に引き続き、ミズダコの不漁に加え、ホヤの生育不良、ギンザケの養殖期間短縮による出荷量の減少など、深刻な問題が出ております。

このような状況を踏まえ、農林水産省では気候変動適応計画を令和5年度に策定し、気候変

動に適応する生産安定技術、品種の開発、普及等を推進することとしております。

さきの議会でも異常気象に対する質問にお答えをいたしましたが、一朝一夕に打開策を見いだすことは困難であります。今年度は温暖化に対応できる農作物や魚種の転換に向けた研修会も開催されており、町内生産者も参加し、意欲的に取り組んでおります。

町としては、生産者から要望の多い高温耐性種苗の開発を県に強く要望するとともに、関係機関と連携しながら、引き続き方策を検討してまいります。

次に御質問の2点目ですが、住民生活への影響と対応についてですが、極端な気温の上昇に伴い増加すると見込まれる熱中症の予防対策として、今年4月の気候変動適応法改正に伴い、指定暑熱避難施設、クーリングシェルターですね、指定を行いました。指定した施設は、役場本庁舎、歌津総合支所、生涯学習センター、入谷公民館、戸倉公民館、総合ケアセンターの6施設ありますが、熱中症アラート警報が9月2日、1日だけ発表がございましたので、今後とも柔軟な対応を図っていかなければならないというふうに思っております。

このほか、広報紙や防災行政無線放送などをを利用して、熱中症予防の啓発を随時行っております。熱中症予防は、命と健康を守る大切な取組でありますことから、予防の必要性に対する町民の意識を高め、地域全体で声をかけ合いながら、熱中症の発症を防ぐことができるよう引き続き取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

引き続き教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私から菅原辰雄議員の御質問の3点目、教育現場への影響と対策についてお答えいたします。

近年の夏場の気温上昇により、全国の教育現場でも、体育や部活動などの運動中、休み時間の外遊び、屋内での授業中、登下校中などにおいて熱中症等による事故が発生しており、教育課程内外を問わず、適切な防止措置を取ることが必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、児童生徒の安全を確保し、健康を守るために、令和元年に町内小中学校の普通教室等にエアコンを設置し、学習環境の改善に努めてまいりました。

各学校においても、令和3年に文部科学省が示した学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きに基づき、危機管理マニュアルや、教育計画に熱中症対策について盛り込むなど、日頃より事故の防止に努めているところであります。

具体的には、暑さ指数測定装置を用いて、活動場所ごと、時間ごとに暑さ指数を計測し、ガイドラインに沿った活動実施の判断や、各活動における水分補給の徹底、運動会などの行事

で児童生徒、保護者への冰の配布など、さらにはタブレットを活用した下校後の安全確認等を行っているところであります。

これまで町内小中学校における熱中症による大きな事故は見られておりませんが、学校防災担当者会議等でガイドラインについて確認するなど、今後も適切な対応について共通理解を図り、熱中症事故防止に努めてまいります。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今農水に対するいろんな取組とか、これを町長から答弁をいただきました。

先ほどのあれでもって、私ちょっと勘違いして聞いたかな、カキって言ったのは、農水のほうの花卉のことでしょうか、海のカキでしたでしょうか。すみません、私ちょっと。（「夏の夏季、シーズン、夏のシーズン」の声あり）夏季。すみません、私その種類のカキだから農産の花卉とか海のカキかちょっと分からぬ。分かりました。そういうことで、いろんな影響が出ているということであります。

特に我々住んでいる入谷方面なんですけれども、これはもう菊栽培とか、それこそ花卉、あるいは水稻栽培とかありますけれども、稻なんか顕著なんですね。胴割れがあったりとか、いろんなことで影響が出ています。これは農家の方々がこれまでの知見を生かして、水張りをやったり様々やったり、あるいはまた田植時期をとかつていろんなことがありますけれども、ちょっと先ほど言ったように気候変動は、特にここで海のほうに行っちゃつたらうまくないですけれども、特に海のほうの海流の影響は何十年単位でのスパンだということありますから、それはもう増えます。やっぱりこれからもこういう高温が続くんだなと。そういうことで若干お聞きします。

要は昨日の答弁でもありましたけれども、こういう漁業者とか農家の方々は個人経営が多いのでということがありました。やっぱり個人でいろいろ対応するのはなかなか難しいと思うんですけども、農家の方であればJAさん、海の方はJFさんといろいろ組織がありますけれども、そのような中にあって、やっぱりいろんな国の考え、あるいは県の考え、それと併せて町の考え、こういうふうに抱き合わせで対応していくべきと思うんですけども、ある意味町としても、例えば稻なら稻の品種の、こういうのがいいんじゃないかとかつていろいろ勉強しながら、農家の方をある意味指導的な立場でもって考えてほしいと思うんですけども、その辺の対応はいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） すみません、役場で指導しろというんですか。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 先ほど言ったように、農家とかそれは個人経営が多いので、なかなか連携取れないので、要はJAさんあるいはJFさんと、いろいろありますけれども、そこを町の基幹産業でありますので、役場としても一緒になって対応してほしいということあります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 分かりました。基本的にはそういうことだと思います。今ちょっと私聞き間違ったのは、役場が、役場職員が農業とかなんとか指導しろということかなと思ったけれども、役場職員人事異動でどんどん変わりますので、そういう専門的な知識というのはなかなか得るというのは難しいわけですが、基本的には先ほどお話しいただいたように、JAがあつてJFがあつて、そういった専門的に指導する機関ございますので、そういった方々と役場職員、担当職員が連携をしながらそういった取組をしていくということは、当然これまででもそうですが、これからもそういう対応についてはしっかりとやってまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。そういうことでお願いしていきたいと思います。

要は個人がやるときに、いろいろ品種改良とか、それは別として、作付の何ていうの、品種じゃないな。例えば米にしたって、寒さに強いのはあったんですけども、これからは暑さに強い作付が必要なので、その辺も多分JAさんとかが中心になっていろいろ取組をやってくれると思うんですけども、町長言ったように職員の方も中心じゃないんだけれども、いやこういう制度とか、こういうJAとか国県がこういう方策でやるよということを知らせる役割を担つて一緒に取り組んでほしい。

また、先ほど町長そこで言ってましたけれども、町のほうでもほら、これまで全然やってこなかつたブドウとか、これはいろいろ、あとは入谷でも桃の栽培とか、これまでなかつた作付を農家の方自らが方向転換をやって、気候に合つたようなことで対応しております。それの方々もやっぱりいろんな大変な思いをやってきたので、これから隨時そういうふうな方向変換をしていかなきやならないと思うんです。そういうときに、あるいはこういう、またこういうこと何でもかんでも補助しろって言うのかとか、いろいろありますけれども、ある意味先ほど言ったように一次産業は基幹産業であります。だから、これからもずっと基

幹産業であり続けていくためには、そういう方向転換も必要なので、何回も言いますけれども、アンテナを高くしていろんな指導的役割をして、あるいは国県との連携について、制度設計あるいは補助事業、そんなのも努めてやっていただくように、この場でやっていければいいかなと思うんですけれども、私希望というか要望とか、そういうふうに併せたことで考えいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最初に私がお話、答弁させていただいた後、足りない分は農水課長から答弁させていただきますが、高温耐性ということで、そういったものも取り組まなければいけないということで、ネギなんかはもう高温耐性苗の栽培はもう始めてございますし、それから今お話をありましたように、あまり気温にあんまり大きく左右されない、入谷地区で大粒ぶどう協議会の皆さん方が会を結成していただいて、今年の、今週ですか、土曜日にやっと第1回目の販売会を開催をするということもありますし、それから松なんかもそうですよね。まさしく自分たちでどうやって持続可能な農業をやっていくかということに積極的に取り組んでいただいているという、大変ありがたいなというふうに思っておりますし、それから、県の水産試験場のほうでワカメの高温耐性の種苗の開発にも取り組むということですし、心強いなと思ったのは、今度新しく小林副知事が就任いたしましたが、小林副知事は水産のもうエキスパートでございますので、先日もいろいろお話しをさせていただいて、今後高温に耐えられる、そういった種苗等の生産について取り組んでいただきたいというお願いをさせていただきましたけれども、まさしく御本人もまず十二分に理解をしておりますので、県としてもしっかりと水産みやぎとして力を入れていくというお話をいただきましたので、大変心強く感じているところもあります。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 体制的な面を言わせていただければ、今までお話してきたその国であったり、県であったり、町であったりというそれぞれの役割の中で、情報を密にしながら体制としては取り組んでいくということを常に心がけているというところでございます。財源的な部分のお話をさせていただきますと、現行制度ですとチャレンジ農業支援事業というのがございまして、新たなブランド化を目指す取組、農産物等に対して、補助率3分の2で上限30万円という形で支援をさせていただいております。これまででも新しいそういう農産物にチャレンジしたいという方に御利用いただいておりますので、今後もぜひ有効な活用していただいて、新しいものに我々としてもぜひ協力してまいりたいというふうに考えており

ます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君から、先ほどの一般質問の中の質疑において、特定の土地に関し不適当な発言があり、会議規則第61条の規定により、個人の土地の管理について発言した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、今野雄紀君からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

なお、今後十分気をつけて発言をしてください。

それでは、菅原辰雄君の一般質問を続行いたします。菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 午前中、町長あるいは農水課長からいろいろ答弁をいただきました。水産に関しては、副知事もそういう専門的知識を持っているということでいろんな取組、これからも期待できるところであります。また、課長からは、これまでの制度はいろんなことで対応しているということであります。

先の見えないことでございます。既存の制度とか、あれではなかなか太刀打ちできない面も多々あろうかと思います。その折にもいろんな知見を働かせて、いろいろ先ほどから言っていますように、県国との連携を密にして、こういう方向で進めさせたらすぐこういうのは制度、こういう助成とかなんとかありますよと、そういうふうな対応を取っていただければ、みんなも安心してできるのかなと思いますけれども、その辺の考えはいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話の中で、知見を持ってというお話なんですが、ここまで海水温が高くなるということは我々もかつて経験したことがないんです。ですから、なかなか知見と申されても、そういったものがじやあどういうふうなものかと言われても、なかなか我々としても明確にお答えをすることについては難しいかなというふうに思っておりますが、いずれ各研究機関等もございますので、そちらの方々ともいろいろ意見交換をしながら、

どう対応すればいいのかということについては今後も進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 例えれば農業で申しますと、この高温対策という部分については、より知見を持っている、例えば県のほうで、昨年度来の高温対策として農作物の技術的対策法という通知が出されております。水稻であったり、野菜であったり、花である花卉であつたり、果樹、畜産なども全て網羅するような形でこの高温対策の場合、水稻だったらこういう管理、水管理をしてくださいと、畜産だったらこういう生物に対する対応してくださいというような具体的な対応方法が通知がなされております。そういうものを農協さんだったり我々だったり、情報共有しながら農業者の皆様に提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、町長からもそういうふうなことで、これまで経験したことないことで、ちょっと先が見えないところでそういうことを言われてもという話ありましたけれども、そんな中においても何とかいい努力をしていってほしいと思います。また、課長からは、いろいろなことで個別のそういう対応策等があるということで分かりました。

こういう大きい話ですけれども、ちょっと小さいところに戻って大変申し訳ないんですけれども、一番最初の答弁で町長は夏場、夏季に水不足があった、これは今後とも起こり得ることが想定されます。逆に大雨等の被害とかそういうのもちょっと懸念されますけれども、今ここで話すのはそういう水不足、実際の生活上ありましたよね。具体に。そのときはなかなか対応が難しいということありました。2日ぐらいして何とか対応できるということでやりましたけれども、幸いなことに雨が降っていれば何とかその分行動に移さず済んだんすけれども、今後、今こういう気象状況の中ではありますと、そういうふだんでは考えられないようなことが間々起こるかと思うので、そういう例えば今水不足ありました。あとは高温対策として今数は少ないんですけども、通告していませんけれども、畜産業者とか、いろんなことでもう対策講じなきゃないということで、これまでの補助制度とかあれではなかなかないよということじゃなくて、大変難しいと思いますよ。そんな中でも、満遍なく対応できるような体制というか、考え方を持っていただければいいかと思いますけれどもいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 我々にとりましても、水不足というのが非常に頭の悩ましい課題になっておりまして、例えば水田で申しますと、当町の場合は二級河川からの取水が主となる部分がございます。内陸部のような一級河川の大きな水資源のところから揚水するのであれば、お金はかかりますけれども、水不足というのは我々よりも軽いんでしょうけれども、どうしても河川が小さいと、雨量が少なければ水が不足してしまうと。特に昨年、それから今年の7月上旬まで水が不足するというような事態でございました。

今年度も7月中旬まで非常に水がなかったということで、一例を申し上げますと、近くで河川の工事をしていた宮城県さんの業者さんが協力していただくということで、ポンプで水を送るための釜場、いわゆる穴を少し掘っていただきて、地下を通っていた水の取水を助けていただいたというようなことがございますので、そういう関係機関の方々と連携しながら、水の対策といいますか、そういうものをやっていきますし、もう一つは施設の管理ですね。頭首工など、こういうものの管理をきちんとして、その少ない水をきちんと適正利用できるように管理をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 通告外と言われると困りますけれども、今頭首工とかってありましたけれども、そこからの用水路、これも老朽化したところが多々見受けられますので、併せてその辺の対応もね。これ通告外って議長言わないで、ひとつ対応していただくように希望します。

いろいろこの先大変なことでございます。今先が見えないところでいろんなことを、個々のことを言ってもあれですけれども、体制としてはそういうふうにやっていくということで、町長あるいは課長から答弁いただきましたので、そういうことを現状を見据えながら対応策を練っていただこうと願って、この件を終わりといたしまして、2件目、2件目というか、②番にいきます。

高温対策としてクーリングシェルター、それを6施設設置したと。今年の夏は特に暑かったので、シェルターを設置して、例えば細かいようですがけれども、6か所、どれぐらいの利用者がいたのか、まずその辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 入谷公民館で1回で4人の方で、これは停電したんだそうです。その関係で4人の方がおいでになったということ。それから戸倉公民館は3回で、実人数2人で延べ3人ということになります。歌津公民館はゼロです。生涯学習センターと役場本庁舎ケア

センターについては、これクーリングシェルターということじゃなくて、お客様というか利用者がいっぱい来ますので、この目的で来たかどうかというのはこれなかなかつかめないものですから、そこはちょっと分からぬということです。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） すみません、1点だけ補足をさせていただきますと、今週の月曜日に初めて県内で熱中症警戒アラートが出されましたけれども、9月2日の利用状況を確認したところ、入谷公民館でお2人の方が利用されたといったところを伺っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長からは、入谷公民館が一番多かったということでありました。そうですよね、例えばマチドマなんかわざわざ来た方にその辺一々聞くわけにもいかないのであれですから、私はこれが設置されたということで、一番多いのはマチドマあるいは生涯学習センターかななど、そんなふうな思いでおりました。

目的はそういうふうなことで、健康を守るということありますけれども、これは全国というか、全国でしょうね、一斉にやったので、町独自ではないので、もしこういうことありましたら、南三陸町は仙台とか、もちろん東京から見ても気温が低いところが多いようなんですけれども、もしあれだったら町独自でも考えられたような、これ手法でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 今回のクーリングシェルターの指定につきましては、法改正に基づいて、国から市町村において、こういった施設をというところでスタートしたわけでございますけれども、その指定の範囲とか、どのぐらいの施設を指定するのかというのは当然市町村の判断によるところでございます。

また、今回公の施設ということで、6施設というところで指定をしておりますが、全国見渡してみると、例えば民間の施設に協力を求めたりというところもございます。

また、宮城県の場合は、宮城県涼みどころといいまして、ショッピングセンターとか郵便局とか、町が指定した施設とは別にそういったところも指定しているということで、大本は国からの法改正によるものでございますけれども、その指定とか運用の部分に関しては、町が独自で決めているといったところです。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。ということになりますと、例えばですよ。買物とかに、例えば町内のスーパーさんとかに行くので、ショッピングセンターに行くので、今後町独自で

こういうところを指定する方法もあるかと思うんです。マチドマは、町の要するに近くの団地の方も来るかも分かんない、バス利用者もバス停もあるから来るかも分かんない。こんな中にあって、買物ついでで、例えば指定していれば、買物をしなくても、多分買物しなくてもその一角にいればお客さんですから駄目だとは言わないとは思うんですけども、今後こういう暑さが続ければ、そういう指定も民間の方にお願いすることも必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 他の市町とかでも、民間の方に委託していると、委託というか御協力いただいているところありますので、うちの町でもそういったことは可能だろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） ゼひそういうふうなことで、そういう施設にのんびりというか、過ごすような施策も必要かなと思うので、ひとつそういう方向で動いていただければと思います。

例えば、今回熱中症警戒アラート1回だけと言いますけれども、入谷地区4人も多かったなと思ったんですが、停電が発生したためにということで、そういう理由づけなんですけれども、もしそれがなかったら入谷公民館もゼロだったということですね。これに対して実績どうのこうのはないんですけども、これがあったからあれですけれども、もしなかつたら空振りで、せっかく設置したのにとか、いろんなことを何で来なかつたんだとかいろんなことを考えられますけれども、どういうふうに捉えますかね。それと、どう捉えて、今後それをどう生かしていくか、参考にするか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） すみません、先ほど少し申し上げたんですけども、9月2日に熱中症警戒アラートが出た際に、入谷公民館にお2人の方が利用されたと。その2人の方については、こちらから9時に防災行政無線のほうでクーリングシェルターの利用というところも呼びかけましたので、その放送をお聞きになっていらっしゃったといったところでございます。

その利用者数につきましては、ほとんど1桁という状況の中でありまして、今回この7月1日にクーリングシェルター6施設を指定したわけなんですけれども、広報周知につきましては広報紙、ホームページで行ったほか、公民館のほうにも協力いただいて、公民館だよりの

ほうにも、各地区の公民館だよりのほうにも掲載をいただいたといったところです。初年度ということもありまして、多くの人に行き届いているのかというと、なかなかちょっとそこは自信を持ってというところまではいきませんけれども、まずこの周知啓発というのはしっかりこれからも続けていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私は逆に周知どうだったのって聞こうと思ったんです。周知徹底して、それで町民全部に周知徹底できたのか、それでもなおかつ利用者がなかったのかと、そういうふうなことだったんですけども、現段階で周知、広報紙、防災無線、公民館であるとかいろいろありますけれども、現段階で周知は徹底されてて、町民の多くの方々が、この施設あるということを理解していたというそういう認識でいらっしゃるですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 統括して、でき得る範囲の中では周知をしてきたとは思っておりますけれども、実際利用者的人数を今こっちで考えたときに、そこが行き届いているのかというと、もう少しやり方、広報の仕方みたいなのはあるのかもしれませんけれども、それについては、ほかの自治体とかのそういった広報周知等もいろいろ調査しながら、引き続き広報に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 周知、私は防災無線とかで知っています。そういうので知っていますけれども、こういう言い方をしましたけれども、多分多くの方々は知っているんじゃないかなと、私はそういうふうに思っていますけれども、ちょっと意地の悪い質問して申し訳なかつたです。そういうことで努力していただきたいと思います。

例えば入谷公民館、あそこは周りに何もないんですよね。民家もないし。例えばマチドマとか、生涯学習センターとか、近くに民家とかいろんなことが事実ありますので、それは簡単に利用というか、行けると思うんです。ただ、入谷公民館みたいなところだと、こういうふうなことで防災無線で、あるいは町の広報で設置しますよという周知はしたもの、じゃあどうやって行くんだ。そこまでちょっと考えてほしいと思うんです。もし希望すれば、何かの部分で迎えに行くとか、そういうことも、そこまでする必要ないというんであればすけれども、せっかくそういうふうなことで制度として立ち上がったので、もう一步踏み込んだ体制というか、そういうものが必要だと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず、そのクーリングシェルターに関しては、先ほど来お話ししておりますとおり、この6施設のほかに、例えば民間施設を加えることによって施設の選択肢を増やして、なるべく近いところにそういう施設を設けるという考え方もあるのかなと思います。

この当課においての議論の中でも、当然その足という部分、なかなか大変だよねというところの議論も当然なかったわけではありません。ただ、今年度からスタートということで、取りあえずはこの主要の6施設でスタートをさせていただいたといったところになります。

今年度の利用状況、そういうた、加えて、もしあれであればまだ行っておりませんけれども、利用された方のお声とかも聞ければいいのかなというふうに思いますし、そういうたところを踏まえまして再度、この6施設でがちっと決めてこれからもというわけではございませんので、そのあたりは柔軟に対応していくべきだなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現実、確かに車のない方、足がない方が、そこまで行くのに大変だということでの今のお話なんですが、実際問題として今入谷というお話をしましたが、戸倉も全くございませんので、周辺に何もございませんので、それから併せて言えば、戸倉、歌津総合支所も高台にあって、周りもあそこも何もございませんので、そういう観点で考えた場合にお迎え、送迎をという話になると全て全町が今度は送迎の対象になってくるということになったときに、現実問題として対応できるかという話になれば、ここは少々難しい話かなというふうに率直に私はそう思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、課長から答弁いただきまして、あるいはまた町長から現実こういう、私は取りあえず入谷ということを言いましたけれども、今町長おっしゃるとおりなんです。全く。ですから、せっかく設置したので、担当課ではそういう議論もあったということで、全然ないじゃないからよかったですと思っていました。

だから、そういう問題を抱えていますけれども、やっぱり住民の生命を守る大事なあれなんです。せっかくやったので、民間の施設とか、そういう活用と併せて、今後そういう問題、課題ありますけれども、前向きな考え方でやっていただきたいと、私はこういうふうな思いでいっぱいありますので、ぜひ来年度は、また改善になると思うので、その折には一歩でも二歩でも前進した形で進むよう体制づくりをしていただくように希望して、この2件目を終わります。すみません、②を終わります。

続きまして、教育関係なんですけれども、教育長から答弁をいろいろいただきました。対策として、やっぱり私もテレビなんかでいろいろAIを活用した体温測定とかいろいろ見ていました。やるもんだなと思ったら、我が町でもそういう対応していたということで、安心というか喜んでいるところであります。

先ほどの答弁ですと、夏休み中なので特別カリキュラムとか、そういうようなので影響はないかなと思いました。各学校それぞれ普通教室にエアコンが設置されております。ただ、これだけ厳しいあれになると、6月から7月頃、大変暑くなったりときに、教室だけでエアコンいいのかい、そんなふうな思いがあります。できれば校舎全体を持っていくのが一番いいと思うんですけども、何せいろんな問題抱えていますので、教育長として今答えられる範囲での考え方とかお願いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 菅原議員がおっしゃるとおり、学校の子供たちに対しては、学校に来たらどこでも涼しく勉強ができるという環境をつくっていくべきだとは思うんですけども、何せエアコンもかなりの設置費用がかかりますので、この普通教室等についてなんですが、普通教室については設置当時、国からもこの補助金というか、そういうのが出ていたんですけども、普通教室以外については、国のはうも補助金なしというところがあつて、町として、例えば音楽室だとかコンピューター室、保健室、ランチルームというところもあつたり、それぞれの学校で、この教室にも子供たちがたくさん使っているので、そこにエアコンを入れていただきたいという要望に対して、町のはうでもお認めいただき、議会のはうでもお認めいただいて、設置することができたと思っております。

どこの市町村というところではありませんけれども、ほかのところでは本当に普通教室のみのエアコンという学校さんもありますので、大変南三陸町の小中学校については、まず環境については、とてもいい状況ではないのかなと思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 教育長、分かりました。学校内は全てじゃないけれども、そういう特別教室にも必要性に応じてエアコンを設置するということで、大分環境は整えられてくると思うんです。

あとはこれもNHKで見たんですけども、やっぱりある学校では、ランドセルの背中に来るほうに保冷剤をやって、自宅でやって、また学校に来たら学校にはそういう保冷庫というか冷蔵庫があつて、それで帰りはまたそれやるという、こういうのもいいんだなと思ってい

ましたけれども、当町はまだそこまでいってないんでしょ。でもこれらの一応の対応というのは考えていますか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） このランドセルがそういうふうになっている機能を有している、そういう保冷剤が入るランドセルがあるということについては、私も知っております。

この当町において、この夏場の登下校、それ以外もそうなんですけれども、いわゆる学習用具で毎日毎日使うようなものは当然持ち帰りとかあるんですが、毎日毎日でないものについては、学校に置くということで、置き勉という表現をするんですが、置き勉という形で、学校のほうに教科書とかを置く形で、ランドセル等を軽くするとか、両手で物を持って歩くことではなくて、できるだけ軽い形でと、さらには夏場については、コロナ関係の心配もあるんですけども、夏場については、登下校についてはマスクを外して、友達同士の距離感を少し取りながら行きましょうというような形で、夏場の登下校対策を取っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 通学の途中身軽にするように置き勉というか、教科書とか学校に置いて行くと。私なんか子供の頃そんなことすると怒られたんです。家さ行つて勉強しろって。そういう中で、今の時代だからそういうふうなことをやっているのかなとそういうふうに感じました。そうでなくとも夏休み中に宿題が少ないとかね。全国的な問題ですけれども、当町ではどうなのかその辺は分かりませんけれども、そういう今時代になってきたということを理解はしました。

そうなんですけれども、例えば夏休み、これカリキュラムとか様々ありますけれども、こういうふうに暑くなつてあれだと、例えば夏休み長くして冬休み短くするとか、そういうふうな対策も今後考えていかざるを得ないのかなと私個人的には考えています。

あわせて、東京都ではプール、屋外プールは使用しないで屋内の施設、民間の施設を借りてそういうプール、授業とかなんとか行うということで屋外プールは一切やらないということでやっていました。東京とここは先ほど言いましたように温度差とか、いろんなあとは環境とか違いますので、財政的に豊かな面もありますけれども、そういう対応しているところも多々ありますけれども、例えば申し上げた2点について、教育長としてどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 2件の1点目のほうの夏休みの期間のことでございますが、こちらについては教育委員会のほうで、学校管理規則の中としておりますので、教育委員会のほうで決めていかなければなりませんことですけれども、昨今の状況からすると、議員お話があったとおり、夏休みを延ばすことによって暑さ対策というような御意見もございますし、夏休みを短くすることによって、毎日毎日の授業を6時間授業ではなくて5時間授業に時間を減らして、子供たち、教職員の負担を軽減するという考え方や、あるいは都会のほうの話なんでしょうけれども、子供たちの食事について、夏休み期間が長いと家庭の中で子供たちに食事を取るというのは非常に難しくて、早く学校開始して夏休み短くというような、そういうような御意見等もあるということを聞いておりますので、今後について今までいいのか、変更するかについては、今後も検討してまいりたいと思っております。

それからプールにつきましてなんですが、夏場のプールというところで、屋内屋外というお話をですが、そういった施設がありますと、そういった選択肢ができるんですが、残念ながら当町にはそういった選択する余地がありませんので、屋外のプールでどのようにやっていくかというようなところでございます。

夏だからプールという、今までそういうふうにイメージを持っていたんですが、今ではもう暑さ対策ということで、水温と気温が足し算をして65を超える場合には、もうプールは暑さ対策ということで使用中止ということで、以前でしたら夏どんどんやっていたんですが、65度を超えるときにはプール使用なしというような形で、プールでの学習というか、に各学校努めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。学習指導要領とかいろんな、あとはカリキュラムのタスクとかいろいろ制約ありますでしょうけれども、そういう中で、教育委員会独自が動ける範囲も多々あろうかと思うので、気候とかに応じて臨機応変な動きも必要かなと、私はそういうふうに思います。

それであともう一つ、子供たちにとって大変大事なことがあります体育馆です。体育馆も、多分町内ではエアコンのついた体育馆は私ではないと、学校の、あれ思うので、これも何とか、これ財政的なものは教育長独断じゃないかというのは承知していますけれども、これもちょっと考えていくべきではないかと。そのときに、じゃあ町内の7校全てに必要かと、そういう議論もありますけれども、その辺は例えば志津川地区、戸倉地区に1個ぐらいずつ、あとは何とか、あとは少人数なので、合同での体育授業とかそんなこともちょっと考えられると思う

ので、その辺の考えはいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 体育館も大変暑いところでございます。お話をあったとおり、全国的に見ると、いわゆるクーラーというか、冷房の効いた体育館というのもあるんだとは思いますがけれども、体育館の場合、どちらかというと暖房施設がある体育館というのが多くて、冷房が効いている体育館というのは、学校関係では本当にもう少ないのでないのかなと思っております。

そして、この当町ではどのような対策をしているかというと、やっぱりここは暑さ指数を測定する機械がございますので、そちらで体育をする前にどうなのかとか、あるいは暑い日などは数時間おきにチェックをしますけれども、そういった熱中症にならないような測定器具と、それからあとは本当に自然でございますが、窓を開けるということで換気を気をつけながら運動をするというような形を取っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 教育長、いろいろな努力をしていることは理解しました。体育館は夏は暑いですけれども、冬は非常に寒いです。その中で暖房という言葉がありましたけれども、暖房だって、きっちりした暖房じゃなくて、ただジェットストーブたくとかいろんなことがありますので、それだとなかなか卒業式とか、あのときには音うるさいから切ったら突然寒くなったりとかそういうことがありますけれども、要は子供たちのためなので、そういう環境づくり、教育委員会だけじゃなくて町と相談をしながら、いろいろ暑さ指数とかいろんなことを努力されているようですけれども、そんな中にあってもできるだけ少ない子供たちがよりよい環境で勉強できるような体制づくり、これからもいそしんでいきたいとお願いをすることですけれども、以上、教育長としていかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） やはり子供たちの安全安心な環境の下での学習ということにつきましては、今回の今の季節であります暑さ対策のみならず、寒さ対策であったり、あるいは登下校の安全な登下校、さらには施設の老朽化等をどのように計画的に修繕をしていくか等々を踏まえながら、ここにつきましては教育委員会、さらに町当局、そして議員の皆様の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。以上で1件目を終わらせていただきます。

次に2件目、町の第3次総合計画に基づく財政運営に関し、職員の人材育成について、現状と課題について町長に伺います。

- 1、人事評価制度について。
- 2、専門的能力を有する職員の育成について。
- 3、持続可能な組織、執行体制の構築についてを伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員の2件目の御質問です。

町職員育成の現状と課題ということについてお答えをさせていただきますが、初めに御質問の1点目になります。人事評価制度についてありますが、その課題としましては、どの団体においても同様ですが、評価者が違うことによる評価のばらつきや評価結果に対する不平不満が挙げられます。また、給与等への反映は職員の待遇に直結することから、人事評価制度に対する信頼度を高める必要があると考えております。

このような状況から、給与等への反映に当たり、これまでの仕組みについて改めて見直しが必要であると考えまして、現在必要な調整を進めているところであります。評価結果のフィードバックや職員からの自己申告の仕組みを取り入れるなど、単に評価し、よしあしを決めるのではなくて、職員に気づきを与え、自発的な学習を促す人材育成ツールとしての制度を確立させ、現時点においては令和7年度施行、令和8年度の給与等への反映を目指しているところであります。

次に御質問の2点目ですが、専門的な能力を要する職員の育成ということですが、専門的能力を有する職員の育成につきましては、組織的な職場内訓練に取り組むことが重要であると考えております。

加えて、今年度は実施できていないものの、例えば宮城県への研修派遣といったことも非常に有益であると考えており、来年度以降においては積極的に取り組むこととしております。

最後に御質問の3点目、持続可能な組織、執行体制の構築についてありますが、人口減少や少子高齢化が進む中において、必要な行政サービスを安定的に提供していくためには、職員一人一人が持つ力を最大限発揮してもらうことが重要であると考えております。町が実施すべき業務を見極めた上で、組織の効率化に取り組むとともに、人員配置の柔軟な見直しを行うなど、働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 人事評価制度、7年度から実施で8年度からそれに何ていうの、私としてはもうこれで人事評価について3回目の質問なので、当初で私としては5年度からもう本格導入しているんだと、そんなふうな考えでおりましたので、5年度やって6年度、例えば当初ね、町長、町では期末手当に反映させるということで答弁をいただいた記憶がございます。私はそれもさることながら、人事異動の参考にしようというそういう意見を申し述べて、本日まで来たわけあります。

ちょっと予定が狂ったのは、まだやっていないということだったので、今改めて聞きますけれども、あれですか、評価制度について、評価する側、評価される側、それが制度はともかくこの内容それが全部理解しているということでおよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 菅原議員の御質問でございますけれども、まず令和2年、令和元年ぐらいですかね、その人事評価というのは、評価制度としてはやっているんですけども、ただ、給与には反映させていなかったというふうなところがます1点。

これまでの人事評価につきましては、評価する側、される側のフィードバックは行っていませんでしたというのがまず2点目なんですけれども、今回、今後令和7年施行、令和8年度実施というふうなことの中で、給与に直結させるということを決めたというふうなところなんですねけれども、それをするためには、今までやっていた人事評価ではちょっと難しいということの中で、評価する側、される側のそういった評価シートの、例えば自己評価をもらったり、あとはフィードバックを行うというふうなことをやるというふうなところでございます。

ただ、冒頭お話ししましたこれまでの人事評価というふうな部分に関しては、職員アンケート等を令和4年度に行っておりまして、おおむね理解されているというふうな内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） えーです。率直に。職員は理解をしている。アンケートの結果、理解しているということですけれども、職員の方に聞いたわけじゃないですけれども、えー本当にそうかいとそんなふうに思っていました。

実は私もこれに当たり、こういうふうなことでダウンロードしたあれ持っています。よその、これは大きい市なので、またあれが違うから一概には言えないんですけども、これを見ると、職員の方々が総じて理解して何かこんな悪制だなんて、このある市では言っていました。

それらを見たときに、じゃあうちの町でどうなんだろう。本当に職員の方々理解しているのか。

私、最後にやっているのは平成4年です。平成4年の折に、今こうやってやっています。それで、当時は、急って私は言っていないし、何というのかな、期末手当に反映させる、そういうふうなことでやっていたので、例えば今の今まで、私そのほかに聞けば早かったんでしょうねけれども、5年度やって、6年度の期末手当、これでもってもう職員はえー何だつたんだってこういろいろなこと言ってるのかなとそんなふうに思っていたんです。挙げ句の果てフィードバックもやっていないということなんです。じゃあ何で、これまでやりましたよね、試験的に。人事評価制度を取り入れてましたよね、試験的に。どうぞ。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 試験的にといいますか、人事評価制度は行っておったんですけども、今議員お話しされたように、フィードバックはやっていなかったと。ただ、今後給与に直結させるためには、フィードバックをしたり、あと自己評価も含めて、する側、される側のコミュニケーションも取って、お互いに納得するような人事評価につくり上げていくためには、現状の人事評価の制度、仕組みではなかなかちょっと足りないんではないかということで、改めて評価の仕組みを細分化をしたり、そしてさっき言いましたようにフィードバックだったり、自己評価の部分もやっていただいた中で、お互いに納得できるような制度に今後していくということで、今現在、大体できたんですけども、それを各職員に見てもらって、その意見も踏まえながら完成をさせて、先ほど言いました7年度施行、8年度実施というふうなことにしたいというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） そうすると、4年、5年の試験的導入は生かされてなかつたんでしょう。フィードバックもやっていないし。改めて職員と意見というか、そういう評価の基準というところで話し合うでしょう。じゃあそれまでの2年間何だったんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） あくまで人事評価制度に関しましては、人材育成の一つのツールというふうなことで、これまでも発言していたというふうに思っておるんですけども、まず職員同士、職員同士というか上司部下の間で、今年度の1年間の業務の目標を立ててもらいます。それを業績評価として、年度末にできたよね、なかなかできなかつたよねみたいなそういういったコミュニケーションも図りますし、あとはそういういた中で職員の

能力ですか、勤務態度も含めて評価をしていったという中で、当然ながら人事異動等のそういうといった人事管理も含めた中での基礎資料としていたというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私の理解度が足りないのかどうかちょっと、今の総務課長の答弁でちょっと分からぬところだけなんです。じゃあ、2年間で全然何も進歩なかつたんだな。そんなふうに思います。

人事評価制度は、ある意味点数で、うちの町は点数ですか、5から1まで5段階。それともA B Cでいくんですか。取りあえずどっちいきますか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 点数でいきます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 給与なんですけれども、これって点数だと、例えば5、4が、例えばこれ今言った、これよその町なんですけれども、5の場合がプラス5%とかね。これ期末手当ですから、本俸じゃないから、こういうふうなことで、ここでもってもう決まっちゃうんだよね。全部5じゃないかんでしょ。5が何%あったって、4もあるし3もあるし、結果的に2、1が一つ下がるんだよね。それで職員納得しているんですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 納得できるようにこれから行うというふうな、試行の期間を含めて行うというふうなことでございますので、当然ながら、非常に我々公務員の業績も含めて能力を評価するというのは非常に難しいことだというのは、他市の報告を見てお分かりいただけただけているとは思うんですけども、そういうふうな部分の難しい部分を給料に直結させるわけですから、今後そういう評価の部分を今までのとおりではなくて、さらに細分化して納得できるように、する側される側も研修の機会も含めて、期間を置いてお互い勉強するというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。これ大変大事なことなので、やっぱりする側もされる側もきちんとした知識を持ってこうやっていっていただきたいと思います。ただ、何というのかな、民間企業と違って、行政マンはいろいろ結果的に町民生活に直結しますサービスとかなんとか、そういうのを一概に、例えば役場でもいろんな部署がありますよね。そこによつて同じ定規でいいのかなと。例えば、成果として、いいところの……企画とかなんか

でいろんな企画立案をして、結果が出る。あるいは悪いんですけれども窓口で、これ普通にお客さんに対応してこれ当たり前なんですけれども、結果的にはそういうふうな能力評価というか、それが低い、そういうふうな部分も私は心配されるんです。その辺も含めて、これから職員の教育とか、もちろん評価する側もいろいろ勉強して対応していくと思うんです。

私素人に考えて、一番数字で分かりやすいのが残業時間だと思うんです。残業1時間すれば出るから、残業時間。それを普通の仕事の中で1から5までつけるの難しいんじゃないのかな、どうなの。あるいは、これから勉強なんでしょうけれども、忙しい部署、比較的暇な部署、忙しい部署だと、多分忙しくて失敗することもあるかもしれません。比較的楽というか暇な部署だと丁寧になるから失敗もないんじゃないかと、それらも含めて、そういう数字に表されたときに、じゃあ俺らは楽なところがいいねとかってそういうモチベーションの低下にもつながるんじゃないのってちょっと老婆心ながら思っていますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今のお話しいただいた菅原議員の意見はごもっともだというふうに思っております。冒頭申し上げましたけれども、我々公務員は統一した物差しというのは非常に難しいところでございます。確かに課によっても違いますし、暇な部署というのはちょっとあれなんですけれども、例えば職階、要は係長、課長補佐、その階級によっても求められるものというのは違うんです。そういった部分の物差しを今後さらに勉強していくというふうなところでございまして、そういった部分も含めて、そのモチベーションの低下というふうなところの御心配もあろうかと思います。

これ究極は評価する側、我々管理職の力量が試されるのかなというふうに思っているところでございますけれども、そこはお互いフィードバックしたり、あとは目標設定等のコミュニケーションの中で、それはお互い解決していく、モチベーション低下にならないようなことを今後心がけていかなければならないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今そういうふうなことで評価する側もいろいろ勉強して、こういうことで答弁いただきました。私以前にも言ったんですけども、やっぱり上司、評価する側、課長とか係長とかと評価される側、あってはならないんですけども、好き嫌いとかね。そういうのないようにこれからいろいろ勉強、研修とかで計算していくんだと思うんですけども、できるだけそういうことのないように。1回目やったときには、当時の総務課長から、当時恣意的なそういう評価も見られましたという答弁いただいているので、それから3年

も4年も経過しているので、多分研修とか勉強の成果と思って、そういうことはよもやないと思うんですけども、これ人間ですから、好き嫌いとか、それがないようなそういう皆さんの環境づくりに邁進していただけると思うんですけども、改めてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） そういう人によってのばらつきとか、その恣意的なというお話ありましたけれども、そういうことがないようにこれまでやってきたつもりですので、したがって先ほどお話ありました過去2年、3年、給料に結びつけていなかった期間というのは無駄ではないというふうに思っているんです。そういう部分の我々の勉強も含めてやって、それで3分の2ぐらいのアンケートを取って、コミュニケーションもうまく取れるようになったとかというふうな評価もいただいているところでございますので、そこは今後の勉強次第でもあるんですけども、そこは意を用いて実施していきたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。そういうふうなことで、お互い勉強して、そういううまく活用できるような体制づくりに邁進していただきたいと思います。

次に、専門的知識を有する職員の育成ということあります。これは大々的に捉えると大変なんですけれども、私はちょっといろんなことを見聞きしていて、各部署に1人は専門的な職員として異動させる期間をちょっと長く取ってはいかがかなと、そういうふうなことで、あるいはほら、これまで外から眺めていると、1年ぐらいで異動になったりがあるから、やっぱりそういうこの担当部署に行ったら、スパンで3年ぐらい、これ以前にも聞いたことがありますけれども、3年ぐらいいれば初年度は分からなくても2年度、3年度である意味成果が出るよということありました。それが1年ぐらいですぐ移動する面もありました。そうなったときに、じゃあ組織として、この職員をこういうふうなことで、将来ここまで持っていくというそういうあれがないんじゃないのかと、やっぱりそういう私危惧していたもので、今回こういう質問させていただきましたがいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 人事異動につきましては、職務に対する意欲ですか、あとは何でしょうね、職員の業務に対する意欲を向上させるため、非常に何でしょうね、重要な契機となるところだというふうに思っているところでございます。

人材育成方針として、例えば採用から10年とか15年に亘しましては、様々な部署を経験させ

て、その中で職員のそれぞれの適性とかというふうな部分を見極めながら、職員育成を図つていくというふうなことになっていますので、そこは課に1人、そういった専門というふうな部分というのはなかなか難しい部分もあるかもしれないんですけども、そこはちょっと業務のスムーズな遂行といいますか、そういった要望というのがあるだろうというふうに思いますので、そこは考えたいというふうには思っております。

ただ、現状ですが、なかなか人が足りないというふうな部分もあって、非常に人事異動が非常に今難しくなっているというようなところも現状であるというふうなところで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私としてはできるだけ特定の職員というか、3年を5年ぐらいでやっぱりその知識を持った人間を入れせるのもいいのかなとそういうことありました。

今総務課長、人員が足りないと言いましたけれども、町長は震災後、派遣職員とか様々なことで、あとは適正な人材にということで、たびあるごとに言ってましたけれども今人材が少ないとということですけれども、町長と思ったような採用とか、そういうことできなかつたのか、どういう事由があったのかと、そういうことを端的にお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には必要な人材は確保するということでこれまでもやってまいりましたが、御案内のとおり多分単年度でちょっとないぐらいに人、人材、職員として入れさせてきたんですが、そういう想定外に途中で退職するという職員も結構います。したがって、現行として今足りているかということになりますと、残念ながら現状としては足りていないという状況ですので、7月だっけか、6月だっけか。面接したの。（「5月」の声あり）年度途中にも募集をかけまして、昨日から1人入った職員いますけれども、順次こう入ってくるということになりますので、そうやって抜けていった職員分は確保していくかなきやいけない。現状としてはそういう状況だということで御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

菅原辰雄君の一般質問を続行いたします。菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろ聞いてきました。私、人事についてとやかく言うつもりはさらさらないところでございますけれども、若干ちょっと気になったところありますのでお聞きいたします。

町外に住む職員、こう言ったらすぐ名前も全部分かつちゃうんですけれども、危機管理課で頑張っています。そういう課において、町外だとなかなかリスクの面で心配だなどそんな気がしますけれども、大丈夫なんでしょうか。これまででは何も災害とか何もないからいいんですけども、何かそういう私危惧していますけれども、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 災害時の初動がうまくいかないんじゃないかというふうなお話だと思うんですけども、実は我々職員は、個別、人それぞれ災害時の職員初動カードというのを渡されているんです。これなんですけれども、開くと例えば災害の大きさですか、あとは何でしょう、規模、程度によって、その人がどこの場所に参集するかというのはもう決まっているんですよ。その職員というのは、例えば物資部だったり、あとは避難所対応部というようなところに初動として動くんですけれども、その初動の部長は各管理職になっているというふうなところなので、危機管理課の職員が、災害時に町内に、例えば役場にすぐ来なければならないというふうなことでは実はない。そういう初動を素早く動けるような体制は取っているというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今聞いてよく分かりました。これはあくまでも外から見た目でこういうことを懸念されるなということありますので、別に個人のどうのこうのとかそういうことでないことだけは付け加えさせていただきます。

あともう1点なんですが、こういうふうにして見ていますと、同じ人が何回も病気というか、そういう休暇を取っている、こういうふうに見えるんですけども、これ一概に駄目とは多分言えないと思うんです。ただ、曲がった見方をすれば、自分に合わない仕事だから休むとかそういうことはないと思うんですけども、そういうことを危惧されますけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 確かにメンタルの部分で休暇を取る職員というのはあります。実は今年度から、町がそういった臨床心理士の資格を持った医師と契約をして、定期的にそういった面談等の相談業務を受けるような体制にはしております。どうしても人

ですか業務が合わないという人は少なからずおりますので、そういった部分も含めて、人事評価に結びつけるわけではないんですけども、上司といろいろコミュニケーションを取りながら、その人の適性というふうな部分を見極めて、人事異動というふうなことで対応しているというふうな内容です。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。今回人事評価とかいろんな面で聞いてまいりました。あくまでも職場は明るく楽しく、そういうちょっとした例えは悪いときは怒るよという、それは至極当然でありますけれども、そういう環境をつくって、100%じゃなくて120%の力が出せるような環境づくり、これは町長含め総務課長、皆さんの努力のいかんによるのかと思うんです。ただ、それは満足度とかその環境の評価、それぞれで違うので、私はたから見て何だかんだ言うのもちょっとおこがましいんですけども、私が第三者として見たときにも、いい感じだなどと、そういうふうな雰囲気でやる気が出ているなど、活発だなど、そういう職場であられるように、心から期待を申し上げまして一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、菅原辰雄君の一般質問を終わります。

次に、通告6番佐藤正明君。質問件名1、農業における耕作支援と農地活用の対策について。2、土砂災害警戒区域における災害対策について。以上2件について、佐藤正明君の登壇発言を許します。7番佐藤正明君。

[7番 佐藤正明君 登壇]

○7番（佐藤正明君） ただいま議長の許可を得ましたので、7番佐藤正明は登壇より一般質問通告の1件目の質問を行います。

質問件名は、農業における耕作支援と農地活用の対応について。質問相手は町長になります。質問の要旨については、近年、農作物の耕作では害虫、害獣被害が増加傾向にあり、また、遊休農地の維持管理が非常に厳しい中、農家は様々な被害の防除対策や農地の維持管理に努めている現状にある。

今後の農業経営の維持や農地の維持管理は非常に厳しく、先が見えない状況にあることから、次の点について考えを伺う。

1、主食である水稻栽培は、害虫、害獣被害が増加している。防除対策に対する支援の考えは。

2、中山間地域等直接支払制度は、農地を維持していく上で重要な事業である。今年度で5期対策は終了となるが、6期対策として継続になる場合には、町独自の制度として支援策を

考えでは。

3、農業振興区域の遊休農地が年々増加傾向にある。農業振興区域を適正に維持していく考え方について伺う。

以上、登壇から1件目の3問の質問となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤正明議員の質問でございます。農業における耕作支援と農地活用の対策についてお答えいたします。

初めに、御質問の1点目になりますが、水稻栽培における防除に対する支援についてであります。水稻栽培においては、カメムシ類による害虫被害を予防するため、各農家あるいは地域ごとに薬剤散布による防除が行われております。斑点米となることを防ぐために必要不可欠な作業であると認識をしてございますが、町内の地域ごとの対応を見ますと、中山間地域直接支払交付金を活用している地域や、協議会による集団防除を実施している地域、あるいは個人で実施している場合など、様々な町内では状況ということになっております。害虫に対する防除の支援につきましては、各地域の実情を勘案しながら、支援策について検討を進めてまいりたいと思います。

また、害獣被害につきましては、鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動や、農家の方が電気柵を設置する際に支援を行う有害鳥獣被害防止対策補助金事業を実施をしておりまして、今後も継続して被害防止に取り組んでまいりたいと思います。

次に御質問の2点目、中山間地域等直接支払制度の第6期対策における町独自の支援としての支援策の考え方についてですが、中山間地域等直接支払制度の活動は、地域ごとに令和2年度から令和6年度までの協定に基づき、農地が持つ多面的な機能の維持・保全を目的として、用水路や農地周辺の清掃や除草などが行われ、耕作放棄地対策としても効果を発揮しているところであります。

河川上流域における農地の保全は、当該地域のみならず、その下流域における住民の生命、財産を守ることにもつながっております。公益的な価値を守る観点からも継続的な活動が重要であると認識をいたしておりますが、一方で、各地域においては高齢化が進み、地域の農地を保全する取組に対する担い手が減少しているという課題もあることから、町といたしましては、今後も継続して取り組まれる農家の方々の御意見を聞きながら対応を検討していくたいと思っております。

最後に御質問の3点目になりますが、農業振興区域を適正に継続していく考え方ということで

ありますが、農業振興地域につきましては、長期にわたって総合的に農業振興を図るべき地域を明らかにし、必要な農業施策を計画的に実施することを目的として、宮城県によって指定されたおおむね10年程度で見直しが行われるものであります。

本町における農業振興地域の面積は約1,140ヘクタールとなっておりまして、町内全農地面積の約7割を占めております。しかしながら、御指摘のとおり、東日本大震災以降は農家の後継者不足や高齢化、あるいは津波被害による農地の荒廃や農業機械の流出などによりまして、耕作されていない農地が増加している現状であります。また、この農業振興地域につきましては、直近の指定が平成21年度となっておりますが、指定の見直しを行う目安となる期間を既に超過している現状であります。

町いたしましては、東日本大震災からの復興事業である圃場整備事業の登記が昨年度末に完了したことから、来年度以降に指定の見直しに着手をして、適正な農地の維持に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 1件目の件につきまして答弁をいただきました。思ったとおりの答弁でした。

そういう中で、やはりカメムシですね。カメムシで大分今農家のほうでは苦労しています。カメムシに侵された米は、通常は一等米なんですけれども、カメムシですと三等から四等、それで単価もどんどん下げられると、そういう傾向で、農家の方たちは一生懸命努力してやっている、防除作業をやっている中でございます。

ただ、その中で、近年薬品等の値上がりとか、あとは当然燃料につぐガソリンとかそういうのも高騰しております。その関係上、ただいまの答弁では、支援等を考えていくと、そのようなお話をいただきましたが、どの程度ぐらいの支援になっていくのか、担当割合でどういう支援になっていくのか。その辺、もし今計画されているんでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 率直に申し上げますと、制度の考え方というのはちょっとこれからでございます。先ほど答弁の中にあったとおり、地域ごとにやられているところもあれば、個人でやられている方もおると。中山間地の事業を活用している方もおられるということで、それぞれ町内の中で状況が違いますので、公平性という部分を鑑みながら制度設計というのはこれから考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 今、何ていうんですか、それぞれの協議会等、あるいは中山間とか、そういうところで対応しているというんですが、中山間の事業、私も20日の朝加わっているんですけれども、7町歩、カメムシの防除作業をやっております。それを3回ですか。1町当たり約7,000円ぐらいかかるんですね。ですので、3回やると、薬品からいろんなものを混ぜると、3回分で50万円ぐらいになるんですね。

そのような状況で、中山間でも補助をもらっているんですが、中山間の補助では何ともならない今状況でございます。たまたま中山間の事業があるから、それで幾らかは対応されているんですが、やはりそういう状況、前向きの検討というお話をしたので、そのようなことを各協議会とか組合とか、あとは個人からのデータ等の収集もしながら、できるなら農業を守るためにも、いろいろ検討してもらいたいなと思いますが、その辺いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今農水課長お話ししましたように、防除作業については、志津川地区と戸倉地区が個人防除です。中山間使っているのは入谷地区ということになって、歌津地区は協議会の中で防除活動をやっているということになりますので、それぞれの地域で、どういう場所を防除作業しているかというのは様々なんですよ。

したがって、農水課長お話ししましたように、そういったそれぞれの防除作業が、形態が違う中にあって、どのように公平性を担保するかということは、これは非常に大事だと思いますので、そこはひとつこちらのほうでその辺の制度をどうつくるかということについては、改めてこちらでも考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 分かりました。取りあえず、そういう考えが町でもあるのかなと思って質問をさせていただきましたので、よろしく今後お願いしたいなと思います。

それで、カメムシの対策なんですが、やはり一斉にやらないと効果がないものですから、その辺も踏まえて、その地区ごとの協議もしっかり確認してもらいたいなと思います。

分かりました。カメムシ防除さ援助ないというんでしたら、いろいろな策を考えてきたんですが、取りあえず支援の前向きだということで分かりましたので、あとは害獣のほうですが、獣のほうにつきましては、昨日同僚議員が質問し、しっかりした議論をしていただき、私からはこれは省きますので、次に移りたいと思います。

次、2番の中山間地域等直接支払制度についてですが、それぞれ地域ごとに効果が表れてい

ると、そのような答弁をいただきました。それで、まずは次年度、6期対策も継続になるのかちょっと聞き逃したんですが、その件ですか、再度確認したいと思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 議員のお話の中にあった今5期、2年度から6年度までのものが今年度で終了するということなんですが、うちの担当職員から県なり国にもちょっと確認をしておるんですが、6期があるのかないのかという部分も含めて、ちょっと正確な情報というのはまだ入っていないと。今までのこの流れからいって終わりになるということは多分ないんだろうと我々は思っておりますが、ちょっと気にしてるのは、じゃあ5期から6期になるときに、何か制度の変更があるのかと。そういうものがちょっと情報がないと、次の協定締結に向けての町の考え方というのもちょっと難しいのかなというところがありますので、今後なるべく早めにそういう情報収集に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 継続になるというようなお話をもらいたかったんですが、まだその方向性には進んでいないと、そういうことでしたが、取りあえず続くんだろうと。当然続けてもらわないとうまくないんじゃないかなと地域では思っておりますので、それで、この事業についてですか、私も何回となく質問を行ってきております。

5期までの対策としての内容は、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度と見直しの上で実施されたが、実際町として今まで継続し、どのように感じているか、その事業自体の取組ですね。何ていうんですか、その事業を行っていく上で、その事業が本当に取組されているか、もしくは資料関係が不足しているか、その管理関係ですね。6期に向けても、継続になればその辺はいろいろ検討していく材料にもなるかと思いますので、5期までの内容について、もし分かる範囲お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） これまでの活動という部分、現場の部分をまず申し上げさせていただければ、地域の方々が協力して、その農地の保全、先ほどの防除もそうですけれども、農地を守る、農業を活性化するという活動に対して取り組んでいただいていることには誠に感謝申し上げるところでございます。

一方、事務処理のほうでございますが、当課のほうに中山間、それから多面的の専門の会計年度職員を置いておりまして、実際に各代表の方々と書類等の作成については、綿密に調整

をしながら作成をしておるところでございます。

また、年度初めには、その年度年度の書類作成に当たっての説明会等も開催させていただいておりますので、その代表者の方々と協力しながら管理運営をしているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 問題ないというようなことでよろしいですね。

それでは、まだ6期対策のことは、さっきも言ったんですが、継続になるけれども本当の何は分からぬと言うんですが、前から、十五、六年ぐらい前から、私も何回となく緩急の差があまりにもあり過ぎるんじゃないかなと、そのような話をした記憶がございます。急勾配は2万1,000円ですね。町長も何回も聞いたと思うんですけども、緩勾配が8,000円だと。その中で1万3,000円ぐらいの差が出てくると、そういう状況ですので、中間を入れたらどうですかと、そういうことを再度お話、何回となく再度お話ししているんですが、なぜなのかなというと、急勾配に近い土地が緩勾配になってしまふと。そうすると、8,000円に下げられると。それが急勾配に近い土地でも中間になれば、1万3,000円ぐらいの補助金に引っかかると。そういうことを前から要望しているんですが、その辺、もし県国の事業だと言われればそれまでなんですけれども、その辺、町として6期目対策としての要望等をしていただけるかどうか、その辺について伺いたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 議員御指摘のとおり、この中山間の場合は交付の基準となる部分、20分の1以上の傾斜だと急傾斜、100分の1以上の傾斜だと緩傾斜、いわゆる緩い傾斜ですね。これによって交付の金額が差があると。急ですと2万1,000円、緩ですと8,000円ということで差があるということは、我々も当然承知をしておるところでございます。

先ほど議員おっしゃったとおり、この制度は県というよりは全国的な制度になっておりますので、なかなかこの制度の変更というのはちょっとなかなか難しいだろうというふうに考えております。

この事業の財源申し上げますと、国が2分の1、県が4分の1、それから町が4分の1ということで、町のほうでも一定程度の負担をしているというのが現状でございます。なかなか新たな財源を見つけて、その間を取るというのは、現状だとちょっと難しいのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） それは難しいのは分かるんですけども、やはり何ていうんですか、その間に取れば、その区域の人たちも本気になってやる気になると思うんです。我々は同じ1反歩ですか、管理しているのに、我々は8,000円だ。あとは、俺は2万1,000円だっていうと、遊休化する農地がやはりそこで差が出てくると思います。それを何とか今まででは、中山間のグループで頑張ってきたんですが、今後管理していくとなると、やはりその経費も発生してくるものですから、その辺が難しくなる傾向にあるかと思います。

それで、例えば今、国で2分の1、あとは県4分の1、町が4分の1というようなことなんですが、思い切って町のほうで2分の1とか、そのような負担すると、6年度の予算ですと847万円、850万円ぐらいなんですね。それを3分の1、中間に入れると、3割が増額になった場合、年間250万円ぐらいが計かかると、そういう状況なんですが、農家のため、町長、継続の場合250万円ぐらい、さらにこう上乗せできないのかなというふうなこと考えられませんかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 御要望ということで受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 受け止めていただくと、そういうことでよろしいですね。ありがとうございます。それでは、中間のその分、何とか3割程度、町の財源に御苦労かけますけれども、よろしくお願ひするようなる、6期目が續けばですね。要望を受け止めるということなので、違うんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 要望を受け止めるというのは、そのとおりやるということではなくて、今お話は承りましたということで受け止めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） お話ですね。要望を受けた。分かりました。取りあえず、強い要望ですので承っていただきたいと思います。

そうすると、取りあえず今お願ひしたのは6期対策と、あとはその中間の負担分どうですか、その辺のやつ考えた要望になりますが、今後の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この辺は中山間これで終わりなんですが、3番目ですね。農業振興区域の遊休農地が年々増加傾向にあると。これについてもやはりなど、答弁についてやはりなと思いました。県の事業、県で管理しているんですが、来年あたりから見直しがされると、そういうこ

とですので、その辺地域、見直しといつても、どのような見直しになっていくのか、大規模に見直しするのか、それとも大規模の中に外れているところがそういうところをどうしていくのか、その辺もし今の考え方で分かるんでしたらお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現状として、耕作放棄地となっている農地があるということになりますと、基本的に今制度、農振地域の制度そのものにそぐわないという農地があるということです、その辺はやっぱりこちらのほうとしてもしっかり線引きというか、していかなきやいけないんだろうなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 私もそう思って今回質問したんですが、遊休農地が大分荒れていますので、これが農振区域だというと、本当に町としても恥だと思うんです。その中と、あとは例えば農振区域といつても1反歩以下の場所もあるんです。その辺のやつは見直しかけるというんですから、その辺も対象といいますか、除外できるようにしてもらいたいなと思います。それを管理している農家の方たちは、除外申請するために年に3回か4回しかないんですね。その中さうまく当たればいいんですけども、申請の月さ外れてしまうと、1年以上かかる可能性もある期間がございます。それから転用とかにすると、1年半ぐらいかかると。地主さんといいますか、その方たちは早く転用して何かに土地を活用したいというような望みでそういうことをやっておりますが、期間がかかり過ぎて活用できないで、あとやめてしまうと、そういうことが大分聞いております。

それが一つですので、まだその見直しになる期間が後というようなことですので、近々というようなことなので、どうなんでしょうね。農振除外と転用の申請、同時進行で進められないのでかなと思いますが、その辺どうなんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 一つ一つ申せば、農振地域の除外につきましては、最終的には議員御存じのとおり、県が許可をするものということですので、一定程度の件数を集めた上での審査ということになりますので、現状では年に3回と。一方、農地転用、こちらも県の許可ではあるものの、町の農業委員会が意見を付して県に送付するということになっておりまして、毎月1回の総会に諮るということでございますので、基本的にはこの流れが現状では変わらないのかなというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） それは、農振除外は県で扱うというのは私も分かっております。

そこで実はこれ、最初佐藤町長宛てに申請するんですが、農振除外ね。それを今度町のほうから県のほうに送ってやるんですが、町で1回受理したものを、今度は県でああでもないこでもないって言われて、その期間が過ぎてしまうんですね。そしてやはりその期間逃すと、さっき言ったんですが、次の機会になってしまふ。そういうことですので、農地転用の場合ですと毎月やっているので、そういう申請手続ができないのかなというようなことを今お話ししたんですが、県のほうさはまとめてやるというようなことですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 回数が少ないという部分につきましては、御不便かける部分もあるかと思います。そこは早め早めの相談をしていただいて、そういう期間を超過して、次のに行かないような形を取れるように、我々としても周知をしていく必要があるんだろうというふうに考えております。回数を増やすという部分については、我々のほうから県のほうに、こういう御要望があったということをお伝えして、回数増えるかどうかちょっと検討いただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 県のほうさそういう申込みすると。完全にやっていただきたいなと思います。といいますのも、何ていうんですか、地元の農業委員のほうでは、その現状が分かるわけなんですね。ところが、県のほうでは現状分からないので、いろいろ問合せがあると。それが現状分からないでの問合せ何回もあるものですから、それより現状を分かる農業委員のほうでもっと強く県のほうに申出とか、状況はこうですから、現地を県のほうに確認してもらいたいとか、そういう方向性も一つでないかなと。もう少し農業委員会のほうも力を入れて、地域のために頑張れるような意見、農業委員の意見が通らないようにも見受けられまので、その辺今後しっかりやってもらいたいと思いますが、いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 制度的な部分を申しますと、農振地域は基本的には町長部局。我々のこの農林水産課が担当ですけれども、転用のほうは農業委員会ということで、基本的には物の何ていうんでしょうね、審議する場所がそれぞれ役割が違うということがござります。結果的には農地を転用するということに関しては共通する部分が多くあるんですけども、それぞれの役割の中での判断という部分では、別なものになるというところでございま

す。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） そうしますと、転用は農業委員と、農振除外は農林水産のほうだと。で
すので、そこで県と農林水産のほうでのやり取りをもう少しまめにやってもらえば、スム
ーズに通る場所もあるんじゃないかなと思います。もっとその辺、今後頑張ってもらいたい
と思いますが、そこは、その辺について伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 農振除外をして転用して別な土地に利用したいという、地主さ
んというか、住民の方の御要望というのは我々としても重く受け止めて、そういうそごがあ
ったりして遅れたりすることのないように、我々も県、あるいはその所有者さんの方と、書
類の作成も含めていろいろ調整をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 申請者のほうにしても、いろいろ頭をひねって書類等も作っているんで
すが、最終的には県の判断と言わると、そこでストップしてまいりますので、今後そい
う事務扱い、よろしくお願ひしたいと思います。

あと来年度ですか、今後見直すというんですが、この農振区域については圃場整備等が主に
この区域というようなことで指定されているようですが、町で今後圃場整備する場所につい
ては、どこか考えがございますかね。今後の考え。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 震災後に町内の、何というんでしょう、農業者の方々が集団で
営農される場所について、圃場整備を行ったわけですが、現状、今後通常事業としての圃場
整備というものは、現時点では考えてございません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） なぜこれ伺うかといいますと、今人手不足で、それぞれ農作業について
は皆機械化になって大型化になっております。大型機械が入れない場所等は、今後耕作して
いく上には、そういう場所も区画整理等の考え方等、考えていく必要があると思いますが、そ
れはいかがでしょうかね。今後大型化、大型機械が入れるような場所にするための考えです
ね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 議員御指摘のとおり、昨今の農業ではそういう効率化というも

のを考えて、トラクターとかコンバインとか、そういうものを非常に大型化してきて省力化が図られてきていると。スマート農業というやつですかね。そういうものが推進されているというところでございます。他方、当町の田んぼあるいは畑は、他の地域に比べて面積が小さいという、農道等も狭いというような実情がございます。

ただ、そこで圃場整備を入れるとなりますと、当然それなりの事業費になりますし、受益者負担というものも発生してまいります。そういう部分は当然地域の方々の、これも当然聞きながらという判断になると思いますが、現時点ではなかなか難しいのではないかというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 難しい言わず、地域の要望等も確認する必要があるんでないかなと思います。その条件、国の条件ですか。受益者負担とか、今は幾らぐらいの負担かなというようなことを調べた上で、ここはやったほうがいいんじゃないかなということの情報も提供すべきでないかなと思いますが、その辺いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 当然判断される際には、圃場整備をやった際の収益といいますか、利益といいますか、いい面、それから負担になる部分というものを総合的に情報提供させていただいて御判断いただくというのは当然だと思いますので、そこは我々のほうでも調査をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） なぜこれ聞くかといいますと、実は昨年からですか、ワークショップでグループ学習とか研究集会で、課題解決のため各地区で検討されていますね。そういうこともありますので、その辺は今後考えるべきじゃないかなと思います。そこでこのワークショップ、現在の状況はどのような状況ですかね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 議員のお話は恐らく地域計画という将来の目標値、将来誰がこの農地を耕作していくのかという10年後の未来を図面化する、見える化するというようなものでございます。現在は昨年度、地域の方々のまた御協議いただいたものを、現在我々のほうで案として、今その目標地図という実際その一筆一筆ごとの土地を将来誰が耕作するのかというものを色塗りした地図を作っております。できれば年内中にその目標地図案をもう一度地域の方が御提示させていただいて、御意見をいただきながら、最終的には年度内に地域

計画という形にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） やはりこういうこともいろいろ検討してもらいたいと思います。農地といいますのも、23%ぐらいですか。昨日は山間部が77%と言ったんです。平野部が23%でないかなと。それをうまく活用していくためにも、やはり狭い農地ですが、ある程度維持していかなければやないので、そうしていくためには、やはりそこで動く人が楽に作業できるような場所といいますか、耕地を築いていかなければやだと思います。10年を見据えた上での計画を取り入れているので、10年後に何もなってなかつたとなると、今計画している方たちは、何だ前と同じでないかなというふうなこともあります、それを見据えた形も検討していただきたいと思いますが、その辺いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 例を申し上げますと、例えば農業用施設、こういうものを整備する、例えば計画があったとします。その際に、この地域計画、先ほど申し上げました将来の土地利用像というものの地域計画が策定されていないと、そもそも国の補助が受けられないというのが前提になっています。いわゆるこの地域計画をつくることが、今後のそういう施設整備のベース、前提になっていくものということでございますので、この地域計画をきっちり策定した上で、そういう施設整備のものはまた新たに考えていくという形になると思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） よろしくお願ひします。狭い土地ですけれども、今年度、今年ですか、今米不足だということで騒いでいますので、できるだけ農地を荒らさず対応していかなければやないのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

ということで1件目は終わって2件目、今日決めてしまいたいと思いますので、それでは自席より、通告の2件目の質問を行います。

質問件名は、土砂災害警戒区域における災害対策についてです。質問相手は町長になります。

質問の要旨については、近年の異常気候の影響で、各地では豪雨等による土砂災害や河川災害が多発している状況である。9月1日には県と当町合同の総合防災訓練が松原公園などであり、情報の共有や対応策が確認されたと思います。各機関と町民の方々は訓練に参加され、大変御苦労さまでございました。

災害は近年の異常気候の影響で、いつ災害が起きてもおかしくない状況かと思われる。土砂

災害危険区域内や河川付近では多くの町民が生活している。安全に生活できるよう、次の点について伺う。

1、町内では、土砂災害警戒区域等が多数指定されている。国の方針では、防災、減災に対する国土強靭化を策定しているが、町の防災・減災の対策の方向性について伺う。

2、町内の土砂災害警戒区域において、砂防堰堤の整備工事が着手されている箇所がある。そうした箇所の下流に対する町の治水対策の考えは。

3、5年前の台風19号や豪雨災害などで被災した箇所の復旧は完了したと思われる。今後は河川の維持管理や安全確保のための昇降施設等を各所に整備する必要があると思うが、町の考えは。

以上、3点を自席からの質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問です。

初めに御質問の1点目、町の防災・減災対策の方向性についてであります。これは既に阿部司議員の御質問でも答弁をいたしておりますとおり、本町は地域の約77%を森林地帯が占めるなど、山間部特有の急傾斜地を多く有することから、土砂災害への警戒が必要な地域であると考えております。

本町における土砂災害の防災・減災対策といたしましては、これまで議会で答弁しておりますとおりに、ハード事業の対策は、財政面を含めまして考えますと、限界があるということもございますので、これまで同様土砂災害警戒区域及び土砂災害発生時に対する備えや早めの避難の周知徹底、適切な避難情報の発信、地域住民への説明会の開催など、ソフト対策の充実強化に努めてまいりたいと思っております。

次に御質問の2点目、砂防施設の下流域に対する町の治水対策についてであります。現在入谷童子下地内において、宮城県により童子下沢砂防堰堤工事が実施されております。当該工事は、土砂災害警戒区域に指定されている童子下沢の土石流の被害軽減を目的に砂防堰堤の築造を行う工事であります。当該施設の完成によりまして、童子下地区の土砂災害に対する安全性の向上がより一層図られるものと考えております。

なお、整備される砂防施設の下流域の治水につきましては、土砂災害発生時、施設により土石や流木は受け止めますが、流水は施設の有無にかかわらず、これまで同様に下流域に流れることになります。

ただし、施設整備に伴う造成等の影響によりまして、山地からの流出量や流出速度等に変化

が生じる可能性もあるため、施設完成後においては、管理者である宮城県と連携しながら、周辺の状況を注視をしながら、引き続き日頃からの排水路等の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

最後に御質問の3点目になります。河川への昇降施設等の整備についてであります、河川の維持管理は、日常及び出水時の巡視点検により異常の有無等の確認を行っているところであります。河床部の巡視には、河岸の高さが低い箇所からアクセスし、護岸等の点検を行っているところであります。町が管理する普通河川は川幅も狭く、流下断面も小さい河川が多いため、昇降施設等の工作物を設置することにより、流下阻害等の原因となる恐れもあることから、設置には慎重にならざるを得ないと考えております。

しかし、度重なる豪雨災害により災害復旧工事が行われ、河川環境に変化が生じているのも事実でありますことから、今後の維持管理及び河川愛護活動等の方法や形態等を考慮しつつ、必要に応じ施設整備について検討したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 確かに昨日、司議員のほうもこれに向けた質問をされております。その中でちょっと確認したかったのは、新たに危険区域が597か所というようなことを昨日答弁されていましたが、これは新たにですか。今までのさプラスされて、合計が597なのか、その辺ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと昨日も御説明させていただきましたが、土砂災害警戒区域については、従来イエローゾーンとレッドゾーンと、これは確認をされてございます。昨日、先ほど申しました597、それからこれは土石流、それから急傾斜地897、合計1,494か所、これにつきましては、令和6年から宮城県のほうで調査を進めていって、順次指定になるということになります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 新たにですから、3倍になる形ですね。1,400だから、今までイエローとレッドが435か。危険な箇所は調査等もあるんですけども、「全部なるわけじゃないからね、調査」の声あり）危険区域が597。（「違う、そうじゃない」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 誤解しないでいただきたいのは、県として、いわゆる上からの地図を見て、この辺がこの土石流の土砂災害警戒区域になるのではないかということを想定している

のが597か所、急傾斜地で857か所で、それを順次調査をこれから10年間かけて進めていくということですので、ここが今駄目だという危険だということではないということだけ、そこはちょっとお含みおきをいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 分かりました。ここは危険だということで10年かけて調査していくというようなことですので、それでは現在、レッド箇所は、レッド地域ですか、それが210か所。区域ですね、あるようですが、その辺、県のほうは指定されているんですが、県の動きはどのような状況か把握しているんでしたらお伝え願いたいと思います。

今現在、童子下のほうが砂防堰堤工事やっております。そのほかまた入谷地区にもう1か所、調査さ入っておりますが、その後の動き、分かる範囲でお願いしたいと思いますが。調査といいますか、砂防堰堤とか土砂災害の防御のための県の動きですね。工事としての。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 童子下の砂防堰堤につきましては、令和7年度完成を目指して工事を進めているということで承知をしてございますが、もう1か所、予定箇所があるということで、現段階で調査に入ってございますが、そちらにつきましては、今明確にいつから始まつていつ終わるかというのは、情報としては入ってきてございません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 順次いろいろ調査されていく状況だというようなことで、今もう1か所がいろいろ調査中だと。そういう場所については、やはり下流側ですか。危険箇所というのはどうしても上ですから、下流側の流域、これは恐らく町管理の河川、あるいは用悪水路だと思います。その辺やはり町としても、いろいろその地域、その場所ですか。場所の調査をしながら、今後いろいろどうしたらいいかというようなことを検討していく必要があると思いますが、その辺いかがでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） イエローゾーンとレッドゾーンの基本的な考え方というのは、これ別にここに何かを造れということではなくて、この地域に大雨の際に土石流の危険がありますよということの指定でございますので、したがって、その際に指定された地域には、危機管理のほうで出向いていって、住民説明会を開催してございます。

この場所のこの地域はこういうときには危険性がありますので、避難はこちらのほうにしてくださいと、そういうような対応ということが町として求められておりますから、県とし

て、じゃあこれにこういう場所に何か堰堤を造るとかということでは全くございませんので、そこはひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） それは理解しております。ただ、今現在これ童子下のほう砂防堰堤造っているんですが、土石とか雑木はそこで一応は一時的に抑えることができますが、水ですね。こここのダムは恐らく透水型になっているので水は抑えないので、水は下流のほうに流れますので、人的な面はある程度避難はできるんですが、そこにいろんな家とかいろんな耕地もございます。その脇には町管理の排水路等があると思うんですが、それが大分こう、何ていふんですかね、沢らしくなっていないというか、土砂が堆積されていて、ここに水流れたら本当に辺りも全滅してしまうんじゃないかなと、そのように思いますので、それを伺っているところです。町の考えは、その辺の状況は今後どのように考えていくのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 整備者であります、管理者であります県のほうと連携を取りながら、町長答弁にもございましたように、その辺の水路であったり、流量であったり、その辺の点検管理に努めてまいりたいということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 今言われていますのは、地名言うとうまくないと思うんですけれども、今現在、砂防堰堤やっている下流、童子下なんですかねでも、童子下の下流には、側溝らしい側溝が見受けられないんですね。ですので、しっかり地域の方たちには1回説明があった上でございますけれども、水路の管理はどうしていくのかなというようなことまで説明しなきゃないと思うんですが、その辺いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 末端のほうまでは説明にはちょっと、説明会のほうではちょっとされていなかったかと思いますが、基本的には砂防堰堤できますが、基本的には今までと同じというわけではございませんが、砂防堰堤ができたことによって、流量とか流速とか、多少の変化はあるかとは考えられますが、基本的には集水面積、流れる方向等は従前とあまり変化はないということでございまして、だからといって何もしないということではなくて、今後工事の進捗に合わせて、現地等々確認をしながら、その辺の対応が必要かどうかという点につきましては検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 流域にはそんなに変化がないというようなことを今述べているようですが、さすがに流域が多くなるんではないかなと私は思います。砂防堰堤というのは沢に対してこう止めますのでね。そして中さみんな水集めて流れるので、辺りの水がそこへ寄ってくるので、流量は多くなると思いますが、その辺、やはり下流のほう、一応町管理としてですので、堰堤の絡みを考えて、しっかり検討して、地域を守っていただきたいなと思いますが、県のほうでも下流の流域のほうまであんまり考えていないようでございますので、そこで町のほうで働きかけて、少し協力しろやと、その辺の検討が必要かと思いますが、その辺いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） その辺につきましては、今後とも県のほうと連携を取って進めたいと思います。

それと、ちょっと若干誤解があるようでございますので、先ほどの質問に対しまして、また再度答弁をさせていただきますが、集水面積ですね。確かに砂防堰堤ができて一時的にそこで水、土石が止められるという現象は、これ伴いますが、基本的にそこに集まる水、要は山ですね。山に降った水が集まる面積は変わらないという意味で御説明をしたつもりでございますので、その辺については御理解をいただきたいと思います。

あとは、その辺の県のほうでどこまでできるのかというような部分、あとは町でどこをどうすべきなのかという点につきましては、今後も県のほうと情報共有を取りながら、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） しっかり事業と一緒に進めていけるような状況になってもらえば、地域住民も安心して生活できるのかなと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それでは3番目ですね。3番目に入ります。これで終わりですので、もう少し我慢いただきたいと思います。

5年前の台風ですね。工事復旧はほぼ完了だというようなことに見受けられますが、その辺の維持管理等ですね。昇降施設と私言つたんですが、河川幅が狭くてなかなか昇降施設、大変だというような答弁でしたが、昇降施設にもいろいろな施設が考えられると思いますが、ただ単に河積が狭いから駄目だというような判断では思わしくないと思いますが、その辺再度伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町長答弁にもございましたように、災害復旧等々で今まで自然ののり堤防だったものがコンクリートに変わってきつつあるということもございます。そういう中で、やはりどうしても河川の幅が狭い、断面が小さいということもございますので、なかなか一朝一夕に昇降施設をつけるということになりますと、当然ながら流下阻害、あとは上流から流れてきました木とかが引っかかって、それがさらに悪影響を及ぼすというようなことも考えられますので、慎重にならざるを得ないということではございますが、その状況ですね。これケース・バイ・ケースといいますか、その河川ごと、あと場所ごとということになろうかとは思いますが、全く昇降設備がつけられないということではなくて、例えば埋め込み型のステップといふんでしょうか、そういうものをつけることが可能な場所もございますので、あとそのつける際の目的ですね。何のためにつけるのかとか、そういう状況を確認しつつ、ケース・バイ・ケースといいますか、箇所ごとにその辺については設置の可否については判断をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） ケース・バイ・ケース、当然だと思うんですけども、河積狭いところは確かに大変ですけれども、狭いならず、ブロックさただステップつけたり、その辺はできるんじゃないかなと。なぜこの昇降施設というんですが、三面張りになっているものですから、例えば誰かがそこで転落したという、そういうときどこからも下りられないんですね。安全確保ですか。事故防止といいますか、事故がこれより大きくならないように管理していくのにも必要なために私質問しているので、場所を見ながら設置をお願いしたいと思いますが、いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） いろいろ御答弁させていただいておりますが、全くつけないということではなくて、議員おっしゃったように、一番ちょっと懸念されるのが過去にちょっと丘のほうでありましたため池ではございませんが、多分ちょっと一番懸念されるのがそこかなというふうに、当課のほうでも内部でちょっと話はしてございました。なかなかちょっとじやあそこがどこなのかというのをちょっとなかなか決めかねるといいますか、というところもございますので、要望箇所等ございましたら、御遠慮なくお申出をいただき、現地のほうで当課職員も伺いまして、ちょっと御相談をさせていただければというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） あと、皆さんに努力してもらったおかげで、河川のほうは立派に護岸が整備されたんですが、整備されたのはいいんですけども、今まで安定された土砂壁の勾配だったのがブロックで急に直になってしまったと。そして、そこは脇が道路になっていまして、転落防止柵等がちょっとないんですね。そういう箇所については、やはり転落防止のために柵等の必要性が出てくるんでないかなと思いますが、その辺はいかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） そちらにつきましても大変恐縮でございますが、こちらで把握できかねている部分もあるかと思いますが、それにつきましても状況に応じて、やはり必要でつけるべきところにはつけるといった方向で検討はしてまいりたいと思いますので、それについては思い当たる箇所等がございましたらお教えいただければ、現地のほうをちょっと確認をさせていただいて、今後において検討させていただければというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 検討検討でなく、やはり設置を考えた検討でお願いしたいなと思います。せっかくお金かけて立派な河川の護岸ができたんですけども、事故が起きてしまえば、まず何とも言えない形でございますので、安全確保のために、やはり住民が安心して生活できるような施設になるようお願いして、本日の私の一般質問やめたいと思います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で佐藤正明君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時43分 延会

